
令和元年第2回南丹市議会6月定例会会議録（第4日）

令和元年6月7日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和元年6月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 報告第7号から報告第13号まで（質疑、付託）
日程第3 議案第26号から議案第41号まで（質疑、付託）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 報告第7号 専決処分の承認について（南丹市税条例の一部改正について）（市長提出）
報告第8号 専決処分の承認について（南丹市都市計画税条例の一部改正について）（市長提出）
報告第9号 専決処分の承認について（南丹市国民健康保険税条例の一部改正について）（市長提出）
報告第10号 専決処分の承認について（南丹市介護保険条例の一部改正について）（市長提出）
報告第11号 専決処分の承認について（平成30年度南丹市一般会計補正予算（第9号））（市長提出）
報告第12号 専決処分の承認について（平成30年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））（市長提出）
報告第13号 専決処分の承認について（平成30年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第6号））（市長提出）
日程第3 議案第26号 南丹市森林環境基金条例の制定について（市長提出）
議案第27号 南丹市地域活性化センター条例の一部改正について（市長提出）
議案第28号 南丹市地域公共交通会議条例の一部改正について（市長提出）
議案第29号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（市長提出）
議案第30号 南丹市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）

- 議案第31号 南丹市税条例等の一部改正について (市長提出)
- 議案第32号 南丹市立幼稚園保育料条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第33号 建物の無償譲渡について (市長提出)
- 議案第34号 公の施設の利用に関する協議について (市長提出)
- 議案第35号 京都地方税機構規約の変更について (市長提出)
- 議案第36号 令和元年度南丹市一般会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第37号 令和元年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第38号 令和元年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第39号 令和元年度南丹市下水道事業特別会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第40号 令和元年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) (市長提出)
- 議案第41号 令和元年度南丹市上水道事業会計補正予算(第1号) (市長提出)

出席議員(21名)

1番 塩 貝 孝 之	2番 前 田 義 明	3番 西 村 好 高
4番 野 村 健	5番 麻 田 育 良	6番 鞆 岡 誠
7番 木 村 裕	8番 谷 尻 昌 史	9番 谷 尻 宣 雄
10番 木 戸 徳 吉	11番 平 田 聖 治	12番 吉 田 尋 子
13番 平 野 清 久	14番 八 木 信 樹	15番 柿 迫 正 紀
17番 今 西 不 悖	18番 松 尾 武 治	19番 仲 村 学
20番 山 下 秋 則	21番 廣 瀬 孝 人	22番 小 中 昭

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 長 山口 浩 之	次 長 市 原 丞	
次 長 補 佐 吉 田 恵	係 長 井 尻 久 美	

説明のため出席した者の職氏名

市 長 西 村 良 平	副 市 長 山 内 守	
-------------	-------------	--

教 育 長	木 村 義 二	市 長 公 室 長	船 越 雅 英
総 務 部 長	堀 江 長	危 機 管 理 監 兼 支 所 担 当 部 長	國 府 博 美
地 域 振 興 部 長	清 水 茂	市 民 部 長	弓 削 雅 裕
福 祉 保 健 部 長	榎 本 尚	農 林 商 工 部 長	國 府 栄 彦
土 木 建 築 部 長	柴 田 建 司	上 下 水 道 部 長	森 雅 克
教 育 次 長	中 川 勇 夫	教 育 参 事	柳 貢
会 計 管 理 者	森 康 高		

午前 10 時 00 分開議

○議長（今面 不倅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 一点、6月5日の一般質問の初日の答弁の中でございますが、前田義明議員の防災について、その中で自主防災についてのご質問に対する答弁の中で、大変表現的に不適格な言葉を使わせていただきましたので、その点、修正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

以上でございます。

日程第1 一般質問

○議長（今面 不倅君） それでは、これより日程に入ります。

日程第1「一般質問」を行います。

通告により、順次発言を許します。

まず、3番、面村好高議員の発言を許します。

面村好高議員。

○議員（3番 面村 好高君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、至誠会の面村好高でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本議会からタブレット使用ということで、ペーパーレス化ということで、私も昨晚、頑張ろうと思って試みたんですが、やり方がもう一つわかりませんでしたので、いつもどおりのペーパーでのご質問をご容赦のほうをお願いいたします。

まず、八木駅舎改修及び八木駅周辺整備についてご質問させていただきます。

5月14日の京都新聞に八木駅の改修について、「JR八木駅の新駅舎デザイン固ま

る」と掲載されました。デザインは駅舎の屋根の形を八木城跡のある城山をイメージし、八木町のシンボルであります桂川にかかる大堰橋の構造を思わせる柱を目立たせるようにあしらったとしております。

南丹市の東の玄関口である八木駅舎の改修は、南丹市民だけでなく、京都中部総合医療センターを利用する皆様にとっても悲願であります。

令和3年3月末までの完成に向け、来月から工事が始まるとのことですが、八木駅改修に向けた現状と今後の工程について市長にお伺いさせていただきます。

○議長（今面 不惇君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げたいというふうに思います。

八木駅舎の改築につきましては、昨年度は工事の詳細設計と準備工事の一部を実施をいたし、いよいよ本年度は4月以降、各地元の関係団体などへ駅舎改築の内容、概要説明でございますが、行ってまいりました。

今後の日程につきましては、8月中旬ごろから本格的に工事着手をし、まず仮駅舎の設置、そして旧駅舎の撤去、さらに年明けの1月ごろから新駅舎の建設工事に入らせていただきたいということで、令和3年1月ごろまでの約1年間を予定施工期間としております。

その後、同年の花火大会開催までにホーム屋根新設及び仮駅舎の撤去を行い、全ての工事が完了すると、そのような予定としております。

今後とも、JR西日本と綿密に連携をいたしまして、調整を重ねて工期の短縮、また、工事の安全確保などに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（今面 不惇君） 答弁が終わりました。

面村議員。

○議員（3番 面村 好高君） 再来年の花火大会までには全て完了するというところでございます。

八木駅は築84年が過ぎております。改修に向けた市民の皆様のあるご要望があって、本当に悲願であるのかなというふうに思っております。このなれ親しまれました八木駅につきまして、取り壊されるということで、八木の人を中心にしまして、八木駅舎を偲ぶ会というものも開催されるように聞いております。このようにちょっとパンフレットをいただいておりますけども、6月8日には八木駅舎を偲ぶ会というものが催されまして、7月27日には八木駅ありがとうセレモニーが開催されるようでございます。それだけこの八木駅というものは、特に八木町の住民にとって親しみのある駅舎であったのかなということを改めて感じるところでございます。

次に、この八木駅舎の改修の総事業費は15億8,000万円で、JR西日本の負担

が約1億円、残りの約14億円を本市が負担するというふうに聞いておりますが、負担割合並びに本市の負担割合に対する財源内訳をお伺いさせていただきます。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 平成29年の9月定例会におきまして、限度額が15億円の債務負担行為の設定をお願いし、ご承認をいただいたわけでございます。それによりまして、その年の12月にJR西日本との間で協定額が15億801万1,000円で、これは駅舎と、それから嵯峨野線にかかります八木駅の東西の自由通路、それをまとめて債務負担をさせていただいたところでございますし、JRとの契約でも一括した工事となっております。

市の負担分といたしましては14億3,701万1,000円で、その内訳については、国費が2億9,066万9,000円と。これは国交省関係の補助事業を獲得する内容でございます。一部今年度分は獲得が見込まれております。残り11億4,634万2,000円につきましては、合併特例債、活性化基金、一般財源及び南丹市まち・ひと・しごと創生寄附金を充当する計画でございます。

特に、合併特例債はご承知いただいておりますように、95%最大充当でき、後年度の交付税に7割算入いただけるということで、これを補助率に換算いたしますと、3分の2の補助金に相当するということで、そういった有利な起債を活用しながら、できるだけ一般財源の活用を抑えていくことと、これは企業にもお願いしておりますが、南丹市まち・ひと・しごと創生寄附金、こういうものを充当して、まだ額は少ないですが、そういうものに充てていきたいと。

ちなみにJRの負担分は本当に駅業務、駅舎の中の改札、あるいは切符販売とか、駅業務のみのエリアの負担で7,100万円となっております。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

西村議員。

○議員（3番 西村 好高君） 合併特例債を利用することによりまして、約3分の2が補助でしていただけるということと、やっぱり何より大事なのが、国交省から2億9,000万円ほどの補助金が出たというところでございます。

私、何でこの質問をさせてもらったのかというところが、この部分でございます。なぜ国交省から補助が出る、市長が本当に国なりに頻繁に行かれた結果でありますし、その部分につきましては評価をしたいなというふうに思います。

ただ一点、私、前々回の議会で質問させていただきました立地適正化計画、それを立てることによりましていただけた補助金であるのかなというところもあるのかなというふうに感じております。その部分につきましては裏腹なところがあったのかなというふうには思いますが、やはり国から補助をとれたということにつきましては、市長の行動

力を評価したいなというふうに思います。

続きまして、先月の5月25日にJR八木駅東口周辺整備促進協議会の定期総会が開催されました。市長は来賓として出席されまして、私を含めまして八木出身の議員は顧問としてみんなで出席をさせていただきました。

その総会の後に、JR西日本のほうから、八木駅舎改修に向けての詳細な説明がございました。その中で、特に工事期間中の状況についての説明がございました。特に八木駅の駅前広場、これ、今現在でも相当狭い状況で、バスやタクシーに加えまして送迎の車がひっきりなしに来るという状況で、大変狭い状況なんですけど、工事期間中の図面を見ておきますと、約3分の2から半分ぐらいに駅前広場になってしまうということでございました。

また、あそこの部分は一部の小学生の通学路になっておるということも聞いておりますので、そのあたりの安全対策を早急に、それこそことしの8月ぐらいから工事が始まっていくという状況でございますので、送迎で利用する方を含めまして、早急に検討、対応が必要であるというふうに考えますが、そのあたりについてお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 乗降客のスムーズな乗りおり、そして安全を守るということは、これは絶対守っていかんなんことでございますし、このやり方では困るということで、JRと再度調整のし直しを指示をいたしまして、そのあたりの具体的な内容につきましては、担当部長から詳細をできるだけ短く答えますので、よろしく願いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

柴田土木建築部長。

○土木建築部長（柴田 建司君） 西村議員のご質問にお答えいたします。

ただいま市長が申しましたとおり、JR西日本とこの5月25日に出前講座ということで、東口の周辺整備促進協議会のほうにご説明をさせていただきました。

そのときにご説明をさせていただきましたが、今、議員おっしゃりましたとおり、約3分の2程度を囲んで、その中で工事ヤードとして工事をするということを申し上げておりましたけれども、その後、数多くそういうご意見をいただきました。そして、ただいま工事をしております八木駅西の土地区画整理事業、これの橋梁2基が今月ないし来月で完成するということも含めまして、実質的には西のほうから工事ヤードをとって入ってくれということの、今、要請をいたしております。

何はともあれ、乗降客の安全を図ることが第一でございますので、早期に対応策につきまして精査をして、そして駅利用者の安全確保に向けましてきめ細かな情報を発信してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

面村議員。

○議員（3番 面村 好高君） 促進協議会のときにも市民の方からそのようなご質問があったかなというふうに思います。その中で早急に対応いただいたということにつきましては、評価をさせていただきたいというふうに思います。

西口のほうからメインで工事をされるという状況ではございますが、やはり東口の一部も狭くなることには間違いないというふうに思いますし、私も子供が高校に行っておりますので、そのときに利用させていただいておりまして、今の混雑状況というものはよく把握しているつもりでございますし、何より通学路になっているところがございまして、その部分の安全対策はしっかりと対応していただくようお願いすると、そのあたりを周知いただくことにつきましてもお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、八木駅周辺につきましては、八木駅本体の改修と八木駅西口の区画整理が、現在、進んでいるところでございます。

しかしながら、八木駅東口につきましては、駅前広場を含めまして整備計画が、今現在、示されておりません。まさにその八木駅東口の周辺整備を要望されておりますのが、先ほど申しあげましたJR八木駅東口周辺整備促進協議会の皆様でございます。

要望の内容といたしましては、八木駅前広場の整備だけではなくて、府道八木駅停車場線の拡幅、八木駅から南側にあります市道八木駅前線の拡幅、そして京都中部総合医療センターの南側を通る市道八木中央線の延伸、そして最終的には国道9号線も含めまして要望されておるという状況でございます。

せっかく八木駅がきれいになって、ぴかぴかの駅舎ができるという中で、やはり駅前広場を含め周辺の環境整備、道路整備等もしていかなないと、駅は利便性が高いのに、それを利用する周辺の道路が狭かったりとか、使い勝手が悪いということになれば、市民の皆様の本当の意味での利便性の向上というものにつながらないというふうに思いますが、そのあたりの改修計画並びに方向性につきまして、市長にお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 八木駅東口の今後につきましては、地元の要望も踏まえておりまして、既に京都府や国土交通省、これは国道9号の関係で、いわゆる赤線といたしますが、都市計画決定を打っております関係がございまして、そこの調整がございまして、府道の駅前停車場線についても、京都府にお願いしております。そして、市もどこからどういうふうに車を入れるかということで一定の下絵はこしらえております。私自身も国交省に東西自由通路の要望のときに、東口の整備も含めて今後の課題として出てきますのでよろしくと。

京都府の見解といたしましては、それはやらんなんという認識をいただいておりますが、現在、園部駅の東口の広場整備並びに、これも電柱の地中化も含めて、駅前通りと東口の道路を整備する、その事業であっちもこっちも一遍にはなかなかできませんということで、その後、すぐによろしくというお願いをしておりますが、いずれにしても三者のすり合わせであの前を整備していかんなんということ。

それから用地は、底地でございますが、今の広場はJRの持ち物でございますし、周辺の土地の確保も含めて少し時間がかかるかなと。しかし、土俵に上げていくといひますか、早く国や府のほうの予算づけも含めて調査費などが計上されることが必要であろうということで、その方向で動いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

面村議員。

○議員（3番 面村 好高君） 京都府においては、園部駅の駅前の停車場線の拡幅並びに国道9号については園部大橋のかけかえ等が、今現在、進んでおりますので、国交省はそのあたりも考慮しているのかなというふうには思っておりますが、住民としてはやはり一日も早く開始を求めるのが常でございますので、しっかりとまずは要望がけを市長のほうからしていただきまして、一日も早く実現するようにお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、市街化調整区域の規制緩和についてを質問させていただきます。

ほぼ2回に1回ぐらい、私、この質問をさせていただいておりますが、柴田部長からはまた怖い目で見られておりますが、ご答弁のほうよろしく願いいたします。

5月11日の京都新聞に、「亀岡市市街化調整区域を規制緩和。古民家宿泊施設転用も」との記事が掲載されました。

亀岡市では今年度から市街化調整区域の規制を新たに緩和いたしました。具体的には古民家を宿泊施設などに用途変更できるよう基準を変更したり、宅地開発を認める地区や、農業従事者でない移住者の住宅建設を認める地区を追加するなど、農村地域に人を呼び込んで、観光振興や移住者の増加につなげることが期待されております。この亀岡市での規制緩和について、いつも聞いているようですけども、市長にお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 亀岡市の規制緩和についての見解をお尋ねいただいておりますが、まず前提として亀岡市は京都府下では、唯一、京都市と亀岡市が都市計画の開発の許認可の権限を移譲しております。これは一晩や二晩でできるわけではございませんで、5年以上の歳月をかけてそれなりの執行体制を組み、そして専門家を要請し、京都府にも職員を派遣したり、京都府の指導を継続的に受ける中で、しっかりとした体制をつくって、かなりの助走期間を持って、平成27年でしたかね、権限移譲をし、なおか

つ、その後、亀岡市の開発の基準も京都府との非常に長い時間をかけた調整によりまして、一定の調整が終わり、今日、新聞報道のような結果が出ておるところでございます。

南丹市も手をこまねいておれないということで、亀岡市の状況なども既に職員間で調べに行っておるといふか、勉強に行っておるといふ状況でございます。

都市計画の考え方については、綾部市のほうにも、職員、勉強に行くように指示をしていっておる状況でございますが、そんな中で、南丹市、平成18年に合併して、これからまちを盛り上げていくという、その中でももう少し早くこの規制をいかにいくなり緩和していくかという方針が出なかったのかなど。まだその時期は職員もたくさんいましたし、それにエネルギーを投入していく余裕もあったわけですが、今現在は非常に体制づくりも厳しい状況でございますが、しかし方向性は間違いなく規制緩和に向けて取り組んでいきたいと。

ただ、やっぱり手続上の時間、線引きの話も後ほど出てくると思いますが、この南丹市内は亀岡と合わせての都市計画のエリアを一本化しております。それから近畿圏整備法の指定のエリアになっておりますので、なかなかハードルがさらに高いという難しい問題もございますし、それもしっかり目標に向かって少しでも進んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

面村議員。

○議員（3番 面村 好高君） 今、市長おっしゃられたとおり、平成26年、27年あたりに権限移譲というお話がございました。私、議員になりたてのときだったんですが、この質問をさせていただきました。それこそ京都府さんのほうに直接お話を伺いさせていただいたり、京都府のスタンスとしては、線引きが義務化されている南丹都市計画区域内であっても、国に対して要望もしていきますし、何なら権限移譲もしますよという状況であったんです。それを、私、質問させてもらったんですが、当時は都市計画区域は維持しますというご答弁であったというふうに記憶しております。

やはりそのツケといたら失礼ですけども、影響というものが今ここに来て出てきておるのではないかなというふうに思っております。

私も市街化調整区域に住む人間として、新しく移住者が来たい、若い方が例えばレストランをしたいという引き合いもございます。その中でも、やはりできないということで、断らんとあかんということが非常に残念でならない状況でございます。

新聞報道では、亀岡市の中でも今までもレストランをしたいという方が14件ほどあって、それを全部断っておったということで、今回、規制緩和によってそれができるようになると。まさに生活するためのなりわいになる、若い方が移住していただけるということを目指す本市におきましては、特に八木、園部の中でのこの都市計画線引きの問題というものは、私としてはやはり非常に大きい問題であるというふうに思っております。

すので、今後も、少し出おくれた感はございますが、国や府にしっかりと皆様方から規制緩和に向けての訴えをしていただきたいなというふうに思っております。

次の質問を考えておったんですけども、同じような多分答弁になるかなというふうに思いますので、次の質問は控えさせていただくんですけども、今、市長がおっしゃられたとおり、近畿圏整備法という法律がございます。この南丹市、亀岡市を含む南丹都市計画区域というのは、近畿圏整備法の近郊整備区域という区域に入ることによりまして、線引きが義務化をされております。これは大阪であれば吹田市とか豊中市と同じ状況なんです。だから、国としては各自治体によってそれぞれの土俵が違うといえますか、状況が違うということをしっかりと理解していただきまして、そもそものこの近畿圏整備法という考え方についても、しっかりと国のほうで検討いただくということも大切なのではないかなというふうに思っております。

先般、ふるさと納税の関係で泉佐野市の市長が国とやり合っているという状況もございましたが、やはり私は国に対してしっかりとそういうふうな状況であるということ、けんかしてでも言っていくということも重要ではないのかなというふうに思っておりますので、今後ともしっかりとご対応いただきたいと思います。市長、何かございませうでしょうか。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） この課題については、西脇知事にも申し上げまして、同じように国に言えないことはないということで、これはまとめてやっぱり言うていかんかなというふうに思います。

まだ近畿圏整備法自体のエリア指定、整備区域を外せという、そういう言い方はしておりませんが、障害になっておるということは既に申し上げてきたところでございますし、規制緩和全体については、新しい南丹広域振興局長なり土木事務所長さんなりには考え方はお伝えさせていただき、協力を願っております。そのことを中心にして、ゆっくり話し合いをしたいという、そういう思いも持っていておるところでございますし、また、市街化区域内の規制緩和については、昨年6月に一定の方向性を出していきますというお答えをしましたが、大分時間がかかっておりましたが、一定の案もできて、いずれ都市計画審議会にもかけさせていただいて、議会で報告をさせていただきたい、提案させていただきたいということで、時期はできるだけ早くということでお許しいただきたいと思います。その点についても、一定の規制緩和は考えております。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

西村議員。

○議員（3番 西村 好高君） ありがとうございます。規制緩和に向けた動きがなさ

れているということで、今後とも、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、遺族会及び忠魂碑についてを質問させていただきます。

この質問につきまして、私、4回ほど時間切れで質問できなかったのですが、ようやく質問させていただくことができます。

忠魂碑は明治維新以降の日清戦争や日露戦争、そして太平洋戦争を始めとする戦争や事変に出征し、戦死された地域出身の兵士の英霊を慰霊するためにつくられた碑でございます。

毎年、地域によっては忠魂碑の前で戦没者の慰霊祭がとり行われ、戦争で亡くなられた方々の英霊が安らかなることと不戦の誓いがなされているところでございます。

また、今日、私たちが当たり前のように享受している平和と繁栄は、戦火の中でとうとい命をささげられた戦没者の皆様の犠牲の上に築き上げられたものであることを改めて感じさせていただく場となっております。

本市においては、忠魂碑が園部町に4基、八木町に6基、日吉町に3基、そして美山町に4基が建立されており、現在、その忠魂碑は遺族会の皆様が中心となって維持管理をしていただいております。しかしながら、遺族会は会員の皆様の高齢化や減少により、忠魂碑の維持管理も厳しい地域もあるようでございます。

本市における遺族会の会員数は、園部町は平成27年が360人に対しまして、ことし4月が302人、58人減の16%減でございます。八木町が平成27年が180人であったものが、ことし2月で131人で、ことしの6月末の総会では51人になるのではないかとということで、51人になってしまいますと、119人の減で71%減となります。日吉町は平成27年が123人だったものが、ことし4月時点で105人、18人減の14%減でございます。美山町は平成27年が259人に対しまして、ことし2月の時点で248人ということで、11人減、4%減でございます。

このように遺族会の会員数が厳しい状況ですが、遺族会に対して市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 終戦後、74年の時間が流れておるとということで、関係者、直接子供さんであったり、お孫さんはまだ大丈夫かと思いますが、だんだんだんだんと世代の交代もし、戦争を知らない人々が多くを占めているような時代となって、その結果、遺族会に対する帰属意識なり、参加意識なり、そういうものもだんだん希薄になっておると。

そんな中で、慰霊祭もございますし、忠魂碑も守っていかなんと。そんな中では、私は、一つは孫やひ孫とそういう子孫のほうに受け継いでいただくということも大事ですが、地域として戦争をなくしていく、とうとい平和を守っていく、あるいは命をささげいただいた皆さん方に対して感謝をしていくような、そういう役割を遺族会のみなら

ず、もう少し地域全体でつくっていったら、会員の減少という問題からは解放されるのではないかと。

それから、次の質問に答えてしまうことになるんですが、忠魂碑の維持管理についても、地域全体で支えていくとか、あるいは慰霊祭もちろん遺族の皆さんを中心にでございますが、それ以外の方もしっかり参加できる平和の集いのような、そういう役割も持たせていったら、遺族会のみならず、みんなで不戦の誓い、また、ご遺族、戦死された方へのいわゆる感謝の気持ちをささげることができるのではないかとというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

面村議員。

○議員（3番 面村 好高君） まさに、今、市長がおっしゃられました、忠魂碑を維持するという部分だけではなくて、やはり平和の集いという形で、遺族会の皆様だけではなくて、地域全体で平和の集い、平和教育を行っていくということが重要ではないかなというふうに思います。

今回、私、この質問をしようと思ひまして、うちの北地区のいろんな方にお話をお伺いさせていただきました。その中で80を超える方はおじさんが亡くなられたらしいんですけども、戦争に行くときに、それこそ新庄地域からみんなで八木駅まで送っていったというようなお話をされました。やはりすごい悲しい思いもしたし、亡くなられたということを聞いてすごいショックだったということも聞いております。そういう実際に戦争された方がご健在というのも、それこそ10年も20年もすればなかなか厳しい状況になっていきますので、そういう経験をされた方のお話を聞くでありますとか、やっぱり戦争は絶対したらあかんのです。それを子供たちに引き継いでいくと、伝えていくということが非常に大事なのではないかなというふうに思います。

忠魂碑の維持管理という状況の中では、遺族会の皆様だけではだんだんと厳しくなっておるのが現状でございます。市長も同じ八木町の北地区でございますが、北地区においても遺族会が9人になってしまったということも聞いておりますので、地域全体でそのような活動をしていけるようなことも大事なのではないかなというふうに思います。

そこで、行政がどのようにかかわっていくのかということにつきましては非常に難しい問題もあるのかなというふうに思うんですが、やはり私たち住む人間がそういうふうな方向性に動くということも大事なのではないかなというふうに思っておりますので、この遺族会の皆様の会員数の減少なり忠魂碑の維持管理というものは、今後、大きく課題が出てくるということを課題提起という形で捉えていただけたらなというふうに思います。

それでは次に、社会体育につきまして質問をさせていただきます。

ことしと来年はスポーツイベントのターゲットイヤーになっております。ことしはラ

グビーワールドカップの開催、そして来年2020年はいよいよ東京オリンピックが開催されます。

東京オリンピックにつきましては、チケットの先行予約が始まり、先日、6月1日には聖火リレーのルートも発表されました。その聖火リレーは、京都府では来年の5月26日と27日の2日間で府下16市町を通るルートとなっております。亀岡市に建設中で来年春にオープン予定の京都スタジアムで到着セレモニーが行われるそうでございます。残念ながら、我が南丹市には聖火リレーが通らないということも新聞報道がされておりました。

いずれにしましても、スポーツは体力面の向上だけでなく、精神的な成長やリラックス、そしてスポーツを通じて子供たちが夢を持つことができるようになります。

本市においては、そのスポーツをするハード面は非常に充実しておると実感しております。その成果といたしまして、小学校、中学校の子供たちが府下大会で優勝するなど、競技力の向上が見られるというふうに思っております。

しかしながら、本市における社会体育施設は旧町ごとに数多く存在しております。公共施設再配置計画にもかかわりますが、維持管理のコストを考えますと、再編を含め合理化が必要と考えますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 木村教育長。

○教育長（木村 義二君） 面村議員の質問にお答えさせていただきます。

面村議員の質問を見ておりますと、非常に提案型のご質問をしていただきましてありがとうございます。以前にも同僚の議員から提案型の質問としてハッピーボックスの取り組みについてご質問をいただいたことがございまして、各校に紹介をさせていただいたところでございます。

さて、社会体育施設にかかわるご質問ですけれども、現在の施設につきましては、旧町単位の合併当時の使用ルール、それから管理状況、利用料金等になっておりまして、それぞれ違いがございます。これにつきましては、利用者からも利用のルールの不整合による使用上の課題点も指摘もいただいております。一定の基準ルールを設けるなどして統一化への工夫が必要であると、このように考えております。

また、ご提案の社会体育施設の指定管理につきましては、現在、30の施設がございまして、そのうち10は指定管理制度を活用して対応いたしております。この指定管理制度につきましては、施設管理に要するコストの縮減、専門的視点によります質の高いサービス提供等々、よい制度でございます。この点から申し上げますと、本市においても、コスト縮減、施設管理の充実によるサービスの向上といった効果があると、このように考えております。

教育委員会といたしましては、施設管理にかかわるコストの削減を図りつつ、また、施設の安全・安心の確保を基礎としたサービスの提供といった点からは、指定管理制度の導入施設の拡大を図っていくことが大事かなと、今後、検討していきたいと考えてお

ります。

この導入を図ることで、施設管理の効果的な運営を図る必要な予約方法や窓口、料金の統一化等々の課題に向けて工夫が図れるものと考えております。今後、市長部局と十分な連携をとりまして検討、研究を進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

面村議員。

○議員（3番 面村 好高君） 踏み込んだご答弁をいただきました。ありがとうございます。

私もスポーツ少年団の代表、少年野球の代表をやらせていただいております。施設としてはすごくいいので、京都市内の少年野球チームとかが来たら、グラウンドのきれいさにすごいびっくりされたりとか感動されるという状況もございます。

しかしながら、維持管理という面につきましては、今、指定管理であったりとか、直営であったりという状況の中で、やはり合理化を図っていく必要がある。例えばスポーツトラックでありましたりとか、乗用の草刈り機であったりというものも、例えば一つの指定管理者にお願いしますと1台で済むと。南丹市域広域ですので、なかなかその辺は難しいのかもしれないんですけども、やはりコスト面の削減等々、それと施設の維持管理という点では、やはり専門性も要するところもございますので、なれた方にさせていただくということが必要になるかなというふうな部分もございますので、今後はその部分につきましてしっかりと検討いただくように指摘をしておきたいというふうに思います。

私も少年野球の子供たちに野球を教えているという状況中で、先ほど申し上げましたとおり、スポーツをすることによりまして夢を持つことができるように私は思っております。特に子供たちに夢や希望を持たせるという意味で、施設のあるなし関係なく、先ほど申し上げましたとおり、オリンピックが来年日本で開催されるという中で、発表がありました聖火リレーでありますとか、ホストタウンというものにつきましても、名乗りを上げてよかったのではないかなというふうに考えます。やはり子供たちの将来、未来、希望を持たすという中でそのような考えがなかったのか、市長にお伺いいたします。

○議長（今面 不倅君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） ホストタウンの関係につきましては、陸上競技でスペインですかね、ヨーロッパのチームを明治国際医療大学のほうでしっかり支えていって、南丹市も協力してほしいという、そういう問いかけがあったというふうに、これは直接理事長のほうから聞いておりましたが、残念ながらそのときの南丹市の姿勢がそれをバックアップする姿勢でなかったということで、いろんな手続上も、うまく、その後、進まな

かったというふうに聞いております。

それから聖火リレーの関係については、お断りを申し上げたいと思うんですが、新聞を見ておられますと、京丹波と南丹市のみがこの辺では外されたというふうに理解をされておる方もおいででございます。実は平成30年8月の終わりぐらいですが、まさに南丹市は豪雨でいっぱい被災して大変な時期でございましたけども、そんな時期にアンケートがございまして、1,000万円余りの費用負担をしていただかんんですが、聖火リレーを受けますかという組織委員会からのアンケートで、内部の皆さんとも相談もさせていただきながら、災害復旧に全力を投入していこうと、そんなお金があるんだったら、オリンピックは別の形で盛り上げていく方法もあるであろうということで、手は挙げませんでした。恐らくその結果が反映されておるのかなというふうに思いますが、私は1,000万円を超えるその費用を確実に災害復旧のほうに回していきたいし、それとあわせて、やっぱり市内の子供たちには、聖火リレーはありませんが、聖火は恐らく南丹市内を通って、福知山か綾部から長岡京市へ行くと思います。亀岡でのイベントもございまして、そういう意味では盛り上げることはこれから考えていく必要があるというふうに思いますが、もう一つ、これは正式に声を上げておりますが、パラリンピックの聖火というのは非常に自由度、柔軟性があるということですし、これからはやっぱり障がい者のスポーツ、パラリンピックのほうもかかわっていけるのであれば、南丹市はかかわっていききたいという、そんな思いでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

面村議員。

○議員（3番 面村 好高君） 今年の8月のまさに災害で市内がひどい状況となっておった中でのそういうふうなアンケートがあつて、また大きなお金も発生するという中で、聖火には手を挙げなかったということでございます。何よりやはり人命第一、生命、財産を守るのが市長の仕事でございますので、その点につきましては、英断であったことにつきまして評価をしたいなというふうに思っております。

いずれにしても、子供たちに夢と希望を与えることができるのがスポーツであるというふうに私は思っておりますので、引き続き、子供たちに夢と希望を与えられるようなスポーツ環境の充実、そしてイベントを開催されることをお祈り申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今面 不悖君） 以上で、面村議員の質問が終わりました。

次に、1番、塩貝孝之議員の発言を許します。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 皆さん、おはようございます。議席番号1番、会派に属さない議員から、5月より新会派新風会を結成した塩貝孝之でございます。本議会よ

り、21名の議員に対して七つの会派となったわけですが、その中においても、木村議員と結成をいたしました私ども新風会は、是々非々の姿勢を貫き、ぶれない会派として南丹市の発展のために活動してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

市長からいたしますと、嫌なことばかり言う会派だと思われるかもしれませんが、南丹市の豊かな未来への意見ということでご理解賜ればと思います。

先般、沖縄の琉球新報という新聞に南丹市の記事が取り上げられておりました。それについて、懇意にする沖縄の市議員さんよりメールが届いたわけなんですけども、内容は、児童虐待の情報共有システムについて教えてほしいとのことでありました。

担当の谷口子育て支援課長にお伺いすると、共同通信の取材があり、全国的に各地域で記事にいただいたようでございます。

このような先進的な取り組みに積極的に取り組んでいただき、南丹市の行政が注目をされるのは大変喜ばしいことでもあります。子育て支援課に限らず、厳しい財政状況の中、本市職員さんの日ごろの業務努力に敬意を表するところでもあります。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

市政、行政組織、地域振興、指定管理者、有害鳥獣と5項目の質問を予定しておりますが、同僚議員とかぶる点もありますので、通告には従いながら、なるべく視点を変えて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市政についてであります。市長選挙、府議会議員選挙と続き、それぞれの民意は示されました。市内を二分するような選挙戦ではありましたが、今後の市政運営については国や京都府との強固な連携を図り、市民に寄り添える執行機関と議事機関であるべきと考えます。

市長の見解をお聞きする予定でありましたが、昨日に、選挙が終われば力を合わせ一緒にやっていくとご答弁をされておりますし、けさの京都新聞にも、片山府議と協力を目指す報道されておりました。大変喜ばしいことであり、南丹市の発展、市民福祉の向上のためにオール南丹で行政も市民も一丸となって明るい未来のために進むべきであります。

しかし、12月、3月議会と、ポスターの件について一般質問において苦言を申しましたところ、政治活動であるとおっしゃられましたが、結果、そのまま選挙戦にも協力に入られ、候補者の事務所前で市長が手を振っておられる姿を見たときには、自分の目を疑いました。

過去にとらわれず、前を向いていこうというお話も出ておりましたし、新聞紙上では保守分裂と書かれるぐらいですので、全く違う方向を向いて政治を行っているわけではないと思っております。

今後の政治活動、選挙活動においては、南丹市長としての市民の代表として、市役所のトップに立つものとしてより慎重に行動していただきたいと思っておりますが、市長のご見解をお伺いします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） それでは、ただいまの塩貝議員の質問にお答えいたしたいというふうに思います。

けさの新聞に、片山府会議員と連携をというような見出し、リードで書いていただいたところでございます。どういう視点で連携をしていかなければならないかというのは、まず市民がより幸せになるといいますか、よりよい生活がおくれるように、課題に対して協力していくということでございます。課題をともに解決していくために認識を共有し、そして必要なところにアタックをしていくと、そんな思いでありますし、国政についても同様でございます。これから園部大橋の改修でございますとか、災害に強い国土の強靱化に向けて国の施策もたくさんとってこななければならないという中で、そういった課題を解決するために政治的な立場を持つもの同士が協力をして取り組んでいきたいと、そういう思いで臨んでまいりたいというふうに思います。

また、選挙の関係でございますが、それぞれ選挙というものは主義、主張、思いを受けて、傍観するというのも方法でございますけども、積極的にどうしても分かれて戦わんらんという、それは立場は一緒やと思います。議員が動かされた立場と同じだと思えますが、ただ、昨日も申し上げましたように、選挙が終わったら、いつまでもそれを恨みに思ったり、あるいはしこりということじゃなくて、お互いに先ほど申し上げました課題を解決するために、それぞれの立場で協力できることは協力していきたいと。それは片山議員も当選後の新聞報道で話し合いをしたいというふうにしっかりおっしゃっていただいて、私もなかなかお声がかからないので、こちらからちょっと心配になって声をかけましたら、あの思いは間違いないということで、日を設定して会おうやないかということをおっしゃっていただきましたので、その日程を既に調整はできておりますが、会っているような課題について話し合いをしていきたいというふうに思いますので、それぞれの議員の皆様にもいろんな考え方はあろうと思いますが、協力できる点でまた今まで同様ご協力をいただきますようお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 昨日の答弁よりも、主義、主張が違う部分、戦いをもって、それぞれの主義、主張を通していくために選挙戦を戦うものであるというようなことも、市長、おっしゃっておられました。まさしくそのとおりであろうかと思うんですけども、ただ、私はずっと危惧しておったのが、南丹市、また行政のトップとしての行動として、やはり何か人々に疑問を抱かせるような、何か不安をあおるようなことがあってはならないのではないかなというような強い思いがございました。ただ、ずっとそのことばかりを引きずっていてもしょうがないですし、課題解決のために協力をし

ていくという部分は私も同感でありますし、議員にならせていただいて以来、市長就任以来も申しておりますように、是々非々の姿勢で、いいことはいい、悪いことはあかんと、しっかりと口に出して申しておりますし、協力できるところは私も最大限に協力をしながら、南丹市政発展のためにともに努力をしていきたいなと思います。

今後、どうぞ国、京都府との連携を図っていただいて、積極的な姿勢で南丹市民のために市政を運んでいただくようお願い申し上げたいと思います。

続きまして、再任用職員の職務についてお伺いいたします。

これについては、任命権を侵害するものではなく、あくまでも事務分掌について尋ねるものでありますので、ご理解をお願いいたします。

昨日、同僚議員からちらっと出ておりましたが、私は通告に入れておりますので、参与の件についてお伺いしたいと思います。

4月の人事異動において参与という役職が設置されました。昨日に触れてはおられましたが、改めて参与職の職務内容及び立場を伺うとともに、なぜ12月議会の組織改正では明記をされなかったのか、突然ともとれるような人事配置をされたのか、経緯をお伺いしたいと思います。

○議長（今面 不倅君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） お答えいたしたいというふうに思います。

南丹市の業務、10年、20年前と比べると、本当に業務内容が国や府からの権限移譲などでふえてきております。そんな中で、本当に少ない人数で職員一生懸命仕事に邁進をいただいております。特に少ない人数でございますので、働き方改革もございすけど、かなり早く帰りやという声をかけても、これをこなしてから帰りますということで、体を張って仕事をしてくれておるところでございすが、そういう中で、いろいろ課題はどんどんふえておるということで、それをできるだけ早く処理をしていきたいし、そんな中で円滑に行政事務を進める中で、私はきのうから評価の点についてお尋ねをいただきました副市長にいろんな動きをお願いしておるところでございすが、さらにそれを個々にそれぞれの分野の職員に指示を出していくというのについては、やはり市長、副市長を補佐するような経験豊かな職員がサポートに入れればという判断で、4月1日の人事異動と合わせて再任用の職員の中から1名配置しようと。

名前をどうしようかなということであったんですが、分野を定めない職員とか、あるいは再任用職員とかいう、そんなんでは適当な名前にもなりませんし、合併後は支所長の事務を取り扱う特別職としての参与が置かれておりましたが、今はその立場の人はおいでじゃないです。その名前を使わせていただくということで、部署を超えた課題を処理する、そんな役割を担う職名として参与職を使わせていただく。

それから、なぜもっと早くから考えなかったのかということですが、人事異動の中では職員を適切に配置していく必要がございすが、外部へ出向させなければな

らない、外へ配置しなければならない職員もおります。単に事務職員としてじゃなくて、かなり重要なポスト、管理職的なポストに出さなければならない、そういう人材も必要になってきますし、全体に職員が削減されてくる中で、思い切って12月時点以降にいろいろ考えた中で、人事異動の中でそういう立場のものを配置していくのがいいのではないかという、これは私の判断でさせていただきましたので、直接の組織改革、機構改革の柱を補足するようなものとしてご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 今、ご説明をいただいたわけなんですけども、ちょっと簡単に教えてほしいんですけども、その参与職の方は、具体的にこの組織図ラインのどのあたりに、市長の直下なのか、副市長の横並びなのか、組織を横断するというふうに説明されましたので、ちょっとわかりやすくするためにも、位置を教えてくださいたいです。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 本当にその参与の職を図の中にいっぱい線を引いて書こうと思ったら、線だらけになると思います。いろんなところに縦横無尽に動いてもらわらんなんということですが、一つ間違いないのは、副市長の下で働くということで、そこから棒が出るというふうに思いますし、ただ、再任用職員ですので、いろんな役職のものとの関係については、上下で言えば権限は部長よりも下になろうかと思いますが、そういう縦の動きで動く職員じゃないということで、いろんな調整やら事業推進での課題整理やらをやっていく職員ですので、その点はなかなかこの図にしっかり上下関係も含めて、あるいは連携先も含めて書くとなると線だらけになるということで、特にお示しがなかなか難しいということをご理解いただきたいと思います。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） なかなかその動きからすると線引きは難しいということではありますが、やっぱり南丹市という組織でありますので、組織を動かすには指揮命令系統というしっかりしたものが必要であろうかと考えます。そう考えますと、参与の職というところを位置づけをしっかりと、組織が潤滑に動くようにされるほうがよいのではないかというふうに思います。

まず、この参与という名前なんですけども、合併当時より変わっているからいいという解釈なのかもしれませんが、ただ、これは平成21年の第4回の議会において、参与条例を廃止されております。だから参与という名前を使ってしまうと、どうしても誤解を与えるようなことが多々あったかと思えますし、このことについては違う名前が適当

であったかと思えますし、参与という名前を使うのであれば、事前に議長なり議会なりにご相談をいただければ、もうちょっとスムーズに事が運んではないかと思えます。

その職務のところについてご説明もいただきましたが、これ、組織改正のときに市長公室や危機管理監ということで、支所担当長を置くというようなご説明もいただきましたが、参与が横断的に見るという部分は、これは市長公室の説明でも同じような説明をされておりましたし、また、副市長をサポートするというものでありましたが、副市長で何か足りない部分があるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（今面 不倅君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 参与という職名を使うことで、議会のほうにあらかじめ相談をかけておくべきでないかということについては、これはちょっと考え方が違いますので、私はそうは思わないというふうに思っております。

それから、副市長では何か足りない点があるから配置をしたのかということではなくて、副市長の指示を的確にいろんなところに伝えていくと。そしたら市長公室があるやないかということですが、市長公室はいろんな組織を、特にこれから大きな仕事が出てくると思いますが、プロジェクトを立ち上げながら、横断的に組織を動かしていくかなめであるということと、企画部分と財政部分とも含まれておりますので、そういう意味では役割が少し違うなということ、現在の組織改正の体制で進んでいきたいと。

参与についても、いましばらくはこの形、この名称でいきたいと思いますが、また市民の皆さんからのいろんなお声やら、議会の皆さん方のお声も聞きながら、今後、それに絶対こだわるんやということではございませんので、検討はしていけばよいと思っております。

以上でございます。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 参与という名前の部分について考え方の違いということがありましたが、ただ、廃止されておる条例の中に参与という名前が含まれて、職務があつたわけですから、これは誤解をされても当然であるのではないかなと思います。

自由に動けるような立場で副市長の下ということであつたんですけども、地方自治法第158条の、私はちょっと触れる部分があるんじゃないかなというところを危惧しておりました。市長の直近の下の職務については、これは議会の承認を得た条例をもって設置をするべきであろうかと思えますし、今後、それについては検討するというものでありまして、その部分も含めて検討いただけるのかなと思うんですけども、それであれば、第174条の専門委員というような形で参与の今の職の方におつていただくかのほうが、まだよりわかりやすいのかなと。今、このままでいかれますと、先ほどの市長の説明によりますと、市長の直下である部分については、我々議会の承認を必要と

するものであらうと思ひますが、市長の見解をお伺ひします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） どうも参与という名前にこだわっておられるのではないかと
思ひますが、再任用職員として、また、副市長のもとでいろんな部署との潤滑として事
業をより円滑に進める役としての立場でございます。そういった名称、配置については、
私は議会で承認を得ていかなければならない任用ではなかつたというふうと思ひており
ますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 参与という名前にこだわるとるんじゃないかというふ
うにおっしゃられますけども、まさしく参与というのは特別職であつたわけでありまし
て、一般の職員とも違ひ、給料も違ひますし、市長、副市長と同じ特別職として、この
南丹市合併以来、廃止をされるまでその役職があつたわけですから、それを突然降つて
わいたように参与ですという形で持つてこられますと、混乱が生じるのは当たり前のこと
なんじゃないかなというふうと思ひます。

実際の動きにおきまして、市役所に参与室の部屋が設けておられますし、立場等を見
ましても、やはり再任用の職員の方が各部長からすると、突然上に来られたような感
覚が、これはあるのか、ないのか、各部長に尋ねたわけでもありませんし、わかりませ
んけども、一般的な感覚からいきますと、突然新しい上司を上につけられたような、こ
れから頑張つていこうと、新しい組織改正の中で、新しい南丹市のために頑張つてい
こうという中で、そういう改正を、トップダウンと言われましたので、市長の特権で置か
れたことについては非常に疑問に思ひますし、このことについてはしっかりと条例をつ
くるなり、議会の承認を得るなりというような手続が必要であつたかと思ひます。

これ以上、話をしましても、市長と行き違ひになりますので、次の質問に移つていき
たいと思ひます。

続きますて、地域振興ということでお伺ひいたします。

4町が合併したことにより、園部町という一くくりで考えられがちなんですけども、
この園部町は摩気、川辺、西本梅と三つあつた小学校も、それぞれ統廃合により廃校の
道をたどり、市役所のある中心部とは違ひ、同じ園部町でもそれぞれに課題を抱えてお
ります。

本日は、その中でも西本梅地域の振興策についてお話をさせていただきたいと思ひま
す。

西本梅地域は国道372号線、南八田道路の工事完成を控え、京都中部と兵庫県を結
ぶ主要道としてより利便性が増し、交通量も増加することが予想されます。

しかし、通過されるだけの地域になってしまうことも大きく危惧され、地域が交通公

害にだけ悩まされるようなことになってはなりません。通過するだけでなく、立ち寄っていただき、地域経済にも波及できるような施策として、国道372号線沿いの西本梅地域に道の駅を新設し、地域の特産品販売や、また、地域の憩いの場として整備することをご提案いたします。

このことについては、今現在、西本梅地域で協議が進められようとしている段階であり、地元の要望がまず一番大事ではありますが、現段階において、ぜひ南丹市としても積極的に道の駅新設プランを後押しいただけないかと思いますが、市長のご見解をお伺いします。

○議長（今面 不惇君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） いよいよ372でございますが、あのくねくねと曲がったバイパスで、トレーラーが離合で往生しておるとというのがずっと走れるということで、相当交通量もこれから若干ふえてくるのではないかというふうに思いますし、また、阪神大震災のときには、あの道が車でいっぱいになったと。いざというときの迂回ルートしても大変有効な道路ではないかというふうに考えております。

現在、西本梅地域ではふるさと丹波路のマーケット、自主的ないろんな小さな制度を活用されて、立派な建物に近いといいますか、頑張って建物も整備いただいておりますし、大変手づくり感もあっていいなと思います。その近くには本格的な手打ちのうどんのお店もございます。それから、372号線沿いにはちょうど宮川から477分岐のところコンビニエンスストアがあって、そこも随分繁盛しておるようでございます。

そこからいきますと、西本梅あたりにもコンビニの立地も考えられないかということで、これも地元の皆さんからもそういうことができたかなというような声も聞いたことがございますし、議員が今おっしゃってます道の駅の課題については、これは今の助成の制度、道の駅ですので、販売部門やらは、多分、国費はなかなか難しいんじゃないかと。道案内やらの部分はですけども、そういう可能性があったら、これはよい話だなと思いますし、ご提案を否定するわけでもなく、そしたらすぐに取りかかるという、それはもう少し状況を見ながら、また地域の皆さん方の意欲やお声もしっかり聞きながら取り組んでいかなければならないのかなと。

いずれにしても、通過点でなく、立ち寄ってお金も落とさせていただき、周辺のPRもしていただけたらなという思いで、それだけの歴史的な資源などは、天引やら、あるいは埴生、あの辺一体たくさんございますので、期待をしたいところでございます。

以上でございます。

○議長（今面 不惇君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） ありがとうございます。今すぐにどうこうという話ではないかと思うんですけども、市長もおっしゃられるとおりに、私もやっぱり地元の意思

統一がまず大前提であろうかとは思いますが、どうしても大きな道ができてしまうと、ただただ通過するだけというようなことになってしまいかねませんし、ましてや隣には亀岡市と丹波篠山市という、結構、今、地方においては注目を浴びておる地域に挟まれておる中で、この372の開通によって、より埋没してしまうことのないように、何か手だてを打つべきではないかというのが発端の思いであります。

おっしゃるように、コンビニエンスストア、これもしかりではあろうかと思いますが、やはりこの西本梅地域一体、農業生産品も多数ございますし、その販売所としての機能を持たせることであつたり、小学校がない中、憩いの場所がなくなる、集まる場所がなくなるという中で、そんなにぎわい施設があれば、また市民の笑顔が見える場所づくりになるんじゃないかなという思いでご提案をさせていただいておりますし、また、地元の住民の方々からも、一部、そのような思いを聞かせていただいております。これについて、全体でまだまとまった話ではないかと思いますが、いざそのときにはご協力をいただけるというようなご答弁をいただいたものと理解をするんですが、そのような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 余り見込み発言は避けたいと思いますが、皆さんが望んでやろうということなら、これは協力していかなんというふうに思いますし、きょうも埴生の方がお見えいただいておりますけども、仮にコンビニであっても、地元の特産品やらも使えるような、そんな民間の資金も使ってはどうかと。いわゆるコンビニと複合したような形とか、いろんな手法も、要は最終的には財源資金がうまく確保できるかということになってこようと思っておりますし、気持ちはしっかり地域の願いや思いに沿っていけたらなというふうに思っておりますので、確約ということまではいきませんが、それは前向きに考えていかなんと思っております。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） ありがとうございます。かなり確約に近いご答弁をいただいたものと、見切りの発言はできないということでありましたけども、悪い話ではないかと思っておりますし、このことについては京都府と国交省も管轄するような案件でございますので、国、京都府と連携しながら前に進めていければなと思っておりますので、どうぞ南丹市としてもご協力賜るように熱くお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、公有財産と指定管理者の今後について、将来展望も含めお伺いする予定であったのですが、既に同僚議員の答弁にて、今後、さまざまな検討をされていくということでありました。指定管理者の抱える問題や公有財産の抱える問題、そのことも含めていろんなことを検討していくというような前向きなご答弁であったかと

思いますし、このことについては私は質問から省かせていただいて、指定管理者との関係性についてのみお伺いしたいと思います。

これは公益財団法人八木町農業公社の人事案件についてであり、谷尻議員からも質問があった件であります。経緯については相手さんから要望があったということでありました。しかし、私がお聞きしておる話と違う部分がありますので、再度、質問をさせていただきます。

公益法人に対し公文書で人事案件の推薦状を出された事実には間違いはありませんか。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 法人のいわゆる役員などを決定していく評議委員会の代表のほうからの依頼を受けまして、文書で出してくれということでしたので、出させていたいただきました。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 文書で出すべきものであったかなというのは非常に疑問なんですけども、これ、市長の公印ですし、南丹市の代表のはんこをついたものを一部の公益法人に公文書として出すというのはいかがなものかという疑問がありましたけども、要望であって、ケース・バイ・ケースであるというようなご答弁も昨日ございましたし、そのことについてはもう結構なんですけども、ただ、私が聞いておるのは、ほかの民間団体からも全く同じ推薦状が出ているということをお伺いしておるんですが、このことについて市長はご存じでしょうか。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 評議委員会に推薦させていただいて、その後の取り扱いなどは私の知るところではございませんので、存じておりません。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 存じておられないということであればいたし方ないかなとは思いますが、同日に、全く同じ方を全く同じ順序で記した文書が八木町の法人に届いております。こんな偶然があるのかなということで、市長はお知りおきないということであれば、私はそれ以上言うことはないんですけども、非常に疑問に思いましたので質問をさせていただきました。

ただもう一点、市長、確認なんですけども、このことについて、副市長及び担当部長がその当時の理事長に対して退職を迫るような訪問をしたというようなことは聞いてお

られるでしょうか。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 評議委員会の代表者から、任期も迫っておるということで、理事長の意向を聞いてほしいというような話が入って、それに基づいて意向を聞きに行ったということは聞いておりますが、やめろとか、やめるなどか、そんな話は存じておりません。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 市長の指示ではなかったということでよろしいでしょうか。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 意向をという話については、聞いてほしいということについては報告がありましたので、私はそれは指示というよりも、よろしく頼むということを行いました。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 公文書で出されておりますので、指示をされるのは当然のことであろうかと思えます。ただ、当時の理事長から聞いておる話では、これは受け方の違いがありますので、市長おっしゃる部分とあれかもしれないんですけども、退任を迫られたというような受け取り方をされておりますので、この一定の誤解は解いていただいていたほうがいいのかというふうに思います。

ただ、先ほども申しましたが、私ども南丹市と民間団体とから二つ同じ推薦状が出ておるんですけども、このことに対しては、公益認定法第5条の11号、同一の法人からの推薦を受けるのは不適切な運営と考えるべきケースがあるというような事柄がございますので、この点については慎重に事を図るべきではないかと思うんですが、市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 私どものほうがああせえ、こうせえというふうに言った覚えはございません。それを評議委員会が扱われますので、没になってもいたし方がないことですし、そこから先のことは知りませんので、直接問題に触れるようなことはございません。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 市長おっしゃられますとおり、その後、評議委員会、理事会等で諮られて決定をされますので、絶対的な権限を持って推薦をされたということではないんですが、ただ、公益法人法に照らし合わせて考えてみると、実態いかんによっては不適切となるようなケースもあるというような事例がありますので、そのことについてはまたお調べいただいて、慎重なご対応をしていただいたほうがいいのかなどというふうに申し述べて、この質問を終了したいと思います。

続きまして、野生鳥獣対策についてお伺いしたいと思います。

本市では地元猟友会と認定事業者により鳥獣駆除が行われておりますが、駆除と防除の両輪で対策するべきでありますし、本年度の駆除計画において、猟友会または認定事業者のすみ分けを行うとともに、駆除した獣害の処分場についても早急な対応が必要であると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 猟友会の皆さん、また、去年は農業団体にもお世話になったわけですが、非常に高齢化も著しく、それぞれの皆さん、いろんなお仕事をお持ちでございますのに、精力的にお世話になりまして、一定の効果を上げていただいて、それぞれ大変感謝をいたしておるところでございます。

今、南丹市の鳥獣被害対策の運営協議会によりまして捕獲計画を策定して、銃器やわなは年間を通じて計画的に捕獲をお世話になっておりますし、それから特に手の届かない隣接市町村の境界などについては、京都府事業の委託もお世話になっておりますし、南丹地域広域有害鳥獣捕獲事業計画を立てて、年16回、ことしは銃による捕獲もお願いしておるところでございます。

また、今、おっしゃっていただきましたように、捕獲だけじゃなくて防除についても、今、ご指摘のありましたように、13カ所を予定しておりまして、園部と美山が4カ所、5カ所、八木、日吉も2カ所ということで、これは根本的な原因解決にはなりません、農産物を守るために必要な事業については、要望がございましたら、極力、100%実施をしていただこうということで取り組んでおるところでございます。

主に今の質問では、そういった取り組みとあわせて後の処分をどうするのかという処分施設の関係でございます。これもそれぞれ猟友会の皆さんにも大変お世話になって、穴を掘っていただいたり、また、道にはねられて亡くなった動物も、猟友会にお願いしたら、協力すると、大変力を入れていただいておりまして、感謝申し上げる次第でございますが、いつまでも頼みます、頼みますというわけにはいきませんので、処理施設については維持管理のコストとか手間、そういうものをできるだけ減らすような、簡易で

ある減容化処理施設を考えられないかということで、早急に計画を立ててまいりたいというふうに思いますし、それから財源の確保と施設の設置場所についても、これは何とか財源がいたらすぐ動けるようにということで、現在、候補地も一定探しておるところでございますし、また、担当のほうからも少しお答えさせていただきますが、猟友会の皆さんとも若干情報も共有しておると。多分、会長さんあたりかなとは思いますが、そのあたりの今の処理施設の状況については、國府部長のほうからお答えさせますので、よろしくをお願いします。

○議長（今面 不悖君） 國府農林商工部長。

○農林商工部長（國府 栄彦君） 失礼します。市長のほうがほとんど答弁されましたので、私のほうからは特に言うことがございませんけども、昨年度も先進地のほうを視察もしておりますので、猟友会さんのほうと一緒に協議、調整を進めながら、早期に実現できるように進めていきたい、取り組んでいきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 協議も進めていただいていることは理解をするんですけども、これも今に始まったような話ではなく、数年来のお話であろうかと思えますし、まずお金がおりても場所が決まらんと話にもなりませんし、そのことについては、やっぱり処分場ですので、回りの住民の方々の感情も考慮しなければならないということを考えますと、まず場所を確保するということが第一義的に必要ではないかなというふうに思います。

これについては、今、担当からも前に進んでいただいているということですので、よりスピードアップをしてもらって、スピード感を持ってぜひとも進めていただきたいということを強く要望したいと思います。

市長も駆除と防除と両方両輪で必要やということでありましたが、やっぱり農家の方にそれぞれ守っていただいておりますけども、どうしても電気柵であったり、ネットであったりとか、抜け落ちているところがあったり、破れておるところがあったり、補修はせんなんのやけども、補助金もうたやつやから、あと何年は直せへんのやと、そのような声もたくさん聞きます。このことについてはやっぱり柔軟に対応して、潰れたところは補修をしていかんと、1匹入ってしまいますと、10匹、20匹とどんどん入ってきますので、防除が不確実なところをなぜかシカやイノシシのほう賢いので、どんどん際限なく攻め込まれるというような状況かと思えます。

この辺については、それこそ、副市長、農業施策の部分でいろいろ見地が深いかと思えますので、まず守るということの部分にも注力を注いでいただくようなことを強く要望したいと思います。市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 少し実態を教えてくださいたいと思うんですが、補助金をもらったから、潰れてしもても直せないというのが具体的にどういうことなのかというのでも教えていただけたらというふうに思いますし、こちらからは質問できませんので、これはぜひ教えていただいて、それは何かよい解決方法を考えていかなんなどというふうに思いますし、そういった意味では、いずれにいたしましても、しっかり財源を確保して、そして農家の皆さん、安心できる場所まではなかなかいきませんが、意欲を持って引き続いて農業を継続していただけるように、市としてもできることは努力をしていかなんという決意表明を改めてさせていただいて、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 後ろからも聞いたらええのやというようなお声がありまして、反問権がございますので、質問していただいたらいいかと思うんですけども、柵のことについては、いろいろな電気柵であったり、ネット柵であったり、金網柵であったり、いろんな柵の部分で補助をもらいながら設置をして、それが災害とか、それこそイノシシやシカによって潰されたときに、またこれを違う柵にしようであるとか、より強固なものにしようであるとか、いろんなことを考えたときにネックになるような問題があるというふうに聞いております。これについては、また担当課ともじっくりお話をさせてもらって、報告をさせてもらいたいと思いますので、後日、担当課のほうにお願いしたいと思います。

時間でございますので、私の質問は以上とさせていただきますと思います。いろいろ市長にとって嫌なご質問をさせていただいたかと思うんですけども、ただ、南丹市、南丹市民のために前を向いてやっていきたいという思いは市長もご一緒であろうかというふうに私も理解しておりますし、できる限りの協力はお互いにやっていきたいし、やっていっていただきたいというようなことを強くお願いしたいと思います。

最後、突然なんですけども、仁に志せば悪なきなりというような言葉をふと思い出しながら、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今面 不悖君） 以上で、塩貝孝之議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

午前11時50分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前11時33分休憩

.....

午前11時50分再開

○議長（今面 不悖君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

す。

次に、22番、小中昭議員の発言を許します。

小中昭議員。

○議員（22番 小中 昭君） 議席番号22番、みらいねっと南丹の小中昭でございます。ただいま議長のほうから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今議会からタブレットの導入ということで、一応、私もタブレットを持ってきましたけれども、保険のために紙ベースも用意しながら、多分、途中からこっちばかりになると思いますが、質問をしていきたいと思っております。

まず、今回は質問施策部分を災害と大きく一くりにさせていただきます。質問をさせていただきます。

まず、災害復旧に関連してお伺いいたします。

近畿の梅雨入りの平均が6月7日、本日となっております。いよいよ大雨のシーズンということで、昨年のことを思い出すと非常に心配されるわけでございます。本日も久しぶりの雨ということで、田んぼや畑には恵みの雨でございますけれども、ほどほどに降ってくれることを願っておるところでございます。

近年は局地的な豪雨や長雨、台風の襲来など、自然災害が多発しているのが現状であります。特に、今も申しましたが、昨年は災害の非常に多い年で、本市においても自然災害が多発し、多くの災害予算が計上されたところでございます。

7月5日から8日にかけて西日本を中心に大きな被害をもたらした西日本7月豪雨、それから7月29日には東から西へ進んでいった変則的な動き見せた台風12号、8月23日に上陸した台風20号、9月4日には関西空港などで記録的な暴風と猛烈な雨をもたらした台風21号、そして9月30日には台風24号と、全国的に大きな被害をもたらしたところでございます。

本市におきましても甚大な被害を受けたところであり、これらの台風の豪雨により、河川の増水などにより市道や府道の路肩が侵食され、それらの緊急の仮復旧工事に大型土のうが必要なケースが多く見受けられるところでございます。その土のうに詰める大量の土や砂利などの材料が当然必要になってくるわけでございます。京都府にお聞きしますと、ストックヤードは市のほうで確保してほしいというふうな見解でございます。ストックヤードを確保し、しゅんせつした土砂や残土などをストックしておくことが重要と考えますが、このストックヤードについて市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） ただいまのご質問にお答え申し上げたいというふうに思います。

今、おっしゃっていただきましたように、連続した災害の中で、各地の河川や道路な

どを中心にして大きな被害をもたらしました。特に美山の中でも大野地区、大変な川谷川の堤防が決壊しておる、侵食されておる、畑の下までえぐられておるといような状況も無数にございましたし、それから音海の谷も今度は大量の土砂が流れ出してきて、家屋を床上まで浸水させてしまった状況でございますとか、特に山の中の地面に眠っておる大きな玉石が転げ落ちてきておるといことで、そういった意味ではかなりの緊急対応で大型土のうが実際要ると見ましたし、現実にはたくさん使われておったのは事実でございます。

ご指摘いただいておりますように、日ごろから土のうの土をしっかり確保していくということは非常に大切な課題でございますし、また、土のう袋自身もストックしておく必要がございます。

今、南丹市では八木の西田に防災広場を設けておりまして、その中に河川でしゅんせついただいた土砂を積み上げていただいております。量的には、あちこちに持っていくとあつという間になくなってしまいますので、引き続いて、胡麻の整備をいたしました防災広場にもストックをしたいということで、これも単に残土をとというよりも、できたら京都府にもお願いしておるんですが、河川をしゅんせつした土石を積んでほしいというようなことは継続してお願いしております。

また、地元で適当な仮置き場が確保できたら、そういう協力をいただける地域があれば、京都府にもお願いして、近くの河川のしゅんせつ、そしてそれが結果的には土のうの備蓄の土になると、活用できると。まさによいお考えですし、必要な施策を打っていかねばならないというふうに考えております。

それで、ご指摘の、できるだけあちこちに、2カ所だけじゃなくて、少なくとも各旧町ぐらいにはストックが必要であろうということをご指摘いただいておりますし、先般も下又林のほうも現場を見てきましたけど、少し道路より低くて、そこも水があふれる可能性もあると。重機でつくっていくのが大型土のうでございますし、そういう意味では、引き続き、皆さん方にも適当な場所があったら紹介をいただきたいというのと、大きなコストをかけて土砂をストックするよりも、そういった災害対応の土を上手に回していく、それが一番理想であろうというふうに考えますし、そんな思いで引き続いて取り組みたいと思いますので、どうぞまたよい場所の選定にご協力を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

小中議員。

○議員（22番 小中 昭君） 今、市長のほうから八木にも既にあるし、日吉の防災広場にも、今後、考えていきたいというふうな答弁をいただきました。

今、美山の大丸堰堤の上、下又林も現場を見たということでございますけれども、あそこも以前は筆数が多過ぎてなかなか難しいという話でございましたけれども、集落のほうでああいう形で京都府のご理解も得た中できれいに整地もできております。あそこ

でしたらかなりの量も入ると思いますし、あそこまでは水は来ないというふうに言われておりますので、あそこも有効な候補地ではないかなというふうに考えておるところでございます。

また、昨年災害のときには、市長がいち早く現地へ来ていただいて、市民の皆さんも、本当に直接市長が来られたということで、非常に安堵されたというふうにも聞いております。そこでも本当にたくさんの大型土のうが必要でございました。

また、一昨年の10月22日から23日にかけて襲来した台風21号、ちょうど22日が衆議院選挙の投票日でございましたけれど、そのときにも美山町では府道38号線の京都広河原美山線の白石地内、あそこでは山腹が崩落して、長期間、通行どめにもなりましたし、また、内久保地内においては、河川の増水により府道が大きく侵食されて通行どめになった事例がございました。

しかし、そのときは近くの建設業者さんがストックヤードが近くにあったということで、本当に夜遅くまでかかっていたいただいて、短期間で仮復旧をいただいて、23日から通行どめになっていたのが、25日の午前0時から普通自動車通行可能、そして翌日には大型車が片側通行で通行可能というふうな形で、いち早く復旧していただいたということで、観光時期でありましたし、上流に河鹿荘等もありましたけれども、早い復旧ができたということで、それぞれ好評を得たところでございますので、今、市長がありましたように、ストックヤードがそれぞれのまちに必要と考えます。

私も聞いておるところによりますと、建設業者さんでもあいた土地も持っているもので、どうぞ使ってもらったらいいというようなことも聞いておりますので、それぞれ知恵を出し合いながら、そういったストックヤードをぜひとも前向きに考えていただくように申し上げたいと思っております。

それでは次に、上水道管の復旧についてお伺いいたしたいと思えます。

水を大切にしようということで、6月1日から7日、本日までがちょうど水道週間でございました。さまざまな事象で上水道管が破損した場合の復旧には、現在、建設業者が当番制で当たっていただいております。

その復旧には管の周りに使用するクッションの砂や碎石などの材料が当然必要になってまいります。いつ何時、水道管の破損事故が発生するかわからなく、また、広域な本市においては、事故の発生箇所がその日の当番業者から遠隔地の場合も考えられます。碎石など材料がほんの少し足りないだけでも、本社までとりに帰らなければならないというような事例もございます。

先ほどの質問でも同様でございますけれども、一刻も早く復旧して、市民の皆さんのライフラインの確保をしなくてはならないことでもあります。これにつきましても、それぞれ各町にそれらのストックヤードが必要と考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 現在、ご指摘のように、水道管の破裂や漏水事故が発生した場合は、管工事業協会29社の皆さん方に輪番制で対応いただいておりますが、それぞれ資材関係については業者さんのほうで手当をいただいておりますが、先ほども申し上げましたが、水道復旧事業も含めて市の危機管理体制の一環として諸資材の確保、調達、この観点から、この水道復旧の必要な資材についても検討していく必要があるというふうに思います。

それで、担当部長のほうからも、ちょっと今の状況なども述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今面 不倅君） 森上下水道部長。

○上下水道部長（森 雅克君） 失礼いたします。小中議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど市長が述べましたように、管工事業者29社で、現在、水道管の維持をお世話になっております。広域な市域のため、当番制の対応はといいますと、園部町、八木町を南部地域、日吉町、美山町を北部地域に区分いたしまして、それぞれ1週間ごとの交代で担当を願っております。

水道事故があった場合につきましては、復旧に奔走いただき、市民の飲料水の確保にご尽力をいただいております。

また、事故があった場合の資材につきましては、現状は当番の各業者さんが調達をいただいておりますというのが現状でございます。

水道復旧の復旧工事につきましては、比較的早期に復旧可能な工事から長時間に及びます工事もございます。必要な資機材については備蓄倉庫がありますので、水道職員が担当して現場に持っていくんですけども、必要なクッション材、碎石等については業者さんにお世話になっておるといのが現状でございます。また、その量についてもケース・バイ・ケースでございます。

先ほど市長も答弁ございましたように、水道管の復旧のみでその場所を設けるといのはなかなか困難でございますので、市全体的な危機管理体制の中で資機材の調達については検討していくという方向で検討させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

小中議員。

○議員（22番 小中 昭君） 検討したいということでございます。

これも一昨年だったと思うんですけども、私に集落の近くで連続して2カ所水道管が破裂した事象がございました。当然1カ所のつもりで業者さんは来てますので、近くに知り合いの業者さんがあったということで、そこでお借りすることができたというふうなことでございましたけれども、そのときにも強く要望されたところがございます。

そしてまた、冬期間になりますと美山町では雪が降りますので、当然屋根のあったこういったストックヤード、経費もかかるわけでございますけども、申し上げましたように、ライフラインのいち早い復旧というようなことから考えますと、やはりそういったところも必要になってくるのではないかなというふうに考えますので、ご答弁をいただきましたので、どうか前向きな方向でしていただきたいと思いますが。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 積極的な提案をいただいてありがとうございます。今、水道のほうでも答えさせていただきましたし、それから土木の分野でも、京都府としゅんせつの話の協議も行っておりますし、市民提案型の中での要望もしております。

そんな中で、京都府のほうはそれを仮置きする場所、そして活用いただけたらというような話も聞いておりますので、お互いによしというような取り組みになればなど。さらに、できれば無償で貸していただける土地を探していただけたらありがたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

小中議員。

○議員（22番 小中 昭君） 無償でというようなこともございましたし、当然、しゅんせつの話も出ました。今、ほとんどの川が淵がなくなって、当然しゅんせつも必要ですし、ヨシが生えて景観上も悪いですので、どうしてもしゅんせつというのは重要な課題でございますので、そういったことも含めて京都府とも調整しながら進めていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、質問に入ります。

収容避難所についてお伺いいたします。

一昨日の前田議員が同様の質問をされて、短期間の場合は体育館だけでなく、比較的小さな、畳も敷いてあるような場所もというふうな市長答弁もございました。

本市においては、各小学校や地域活性化センターなど25カ所が収容避難所に指定されております。町ごとの箇所は一々申し上げませんが、当然、収容避難所は大規模な災害が発生したときなどに開設されますが、先ほどの質問でも述べましたが、近年、大変大雨などがございます。避難勧告や避難指示が発令される事象が多くなってまいりました。この避難勧告、避難指示とか、避難準備、高齢者避難開始など、警戒レベルの表現はレベル1からレベル5というふうな表現が先週水曜日から運用されて、けさの天気予報でも広島はレベル4が発表されたところでございまして、私も昨年の12月議会でこういったことの質問もさせていただきましたが、今後、防災会議等で検討されると思いますけども、昨年の12月の件も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

質問に戻ります。

小学校、中学校は授業等もありまして、かなり無理があるかと思えますけれども、地域活性化センターなどは教室やランチルーム、そして調理室などの活用も視野に入れて見直すべきと考えます。市長は、昨日、答えをいただきましたので、あわせて申し上げます。

視点を変えれば、一時避難所、これは各集落の公民館等が指定されておりまして、避難準備、高齢者避難開始の発令などで一時避難所に避難されている事象がございます。その後に避難勧告や避難指示、こういったものが発令されて、収容避難所に移動するというふうな事象もございます。垂直避難とかいろんなことがございますけれども、こういった一時避難所から収容避難所へ移動する、このことがかえって暴風や増水などで危険な場合も考えられますので、これらのことを踏まえた上で、一時避難所にもう少し避難所としての機能を持たせていただくとか、そういったことも含めて検討願えればと思いますけれども、市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（今面 不倅君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 先日も申し上げましたように、見直しを進めておるといふその観点は、より快適な、体調を崩さないような避難生活というか、避難の環境ができるようにということで、畳とかマットとか、そういうものが敷いてあるところ、そして、できれば空調、さらに災害の様子がテレビなどで見られようなど。そうなりますと、まず一番身近に考えられますのは一時避難所であります。各地域の集落でございます。これについては、災害発生後、直ちに各区長さんのほうに開設のお願いをさせていただいております。大方はわかりましたということでご協力をいただいております。

しかしながら、市としても避難勧告なり避難指示なりというような体制になってきますと、市としての開設した避難所を準備をする必要がございますので、従来は体育館などを使っておったと。それをもう少し旧村単位でございますと、例えば地域活性化センターの体育館ではなくて和室とか、あるいは、例えば調理室でしたら下にマットを敷くような場所をつくるとか、というのは、かなり調理室も炊き出しやらで教室の半分ぐらいを上手に使って炊き出しをされるということで、身近に1カ所に集まったほうが安全な場合もありますし、そんなことも考えていかなければならないというふうに思いますし、もう一つ、旧村単位ぐらいで小学校単位で避難所を設けても、地域によってはそこに避難するのに非常に危ない箇所がございます。具体的には肱谷あたりですけども、ですからそれは地域によってはやっぱり分散して、市が設置する避難所を設けていく必要もございますし、そんなことも見直しの視野に入れておると。

それから、一時避難所からのさらなる移動については、例えば夕方避難いただいて、一旦、状況がおさまるけども、まだ避難の継続が見込まれる場合なんかには、場合によっては集約した方がより快適でより対応がしやすい場合もございますし、十分移動する

ときには安全を確認しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

ちなみに昨年の状況でしたら、かなり長期の方については、B & Gの体育館から小麦山のシルバー人材の健康学園のほうに移っていただいて、少し長期になりましたので、そこに移動いただいたとか、臨機応変にやっていきたいというふうに思います。

そのあたりについては、間もなく防災会議も開かれますので、一定の方向づけは提案させていただくということですので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（今面 不倅君） 答弁が終わりました。

小中議員。

○議員（22番 小中 昭君） 避難所ですから、決して快適な環境ではないのは当然でございますけども、今、市長がおっしゃいましたように、少しでも快適な条件になるようにというようなことで、見直しも実際考えてもらっているようでございます。

今、事象に上げてもらいました大野トンネルも、ああいう場合は滝のようにトンネル内が降ってますので、当然、大野の活性化センターなどには、下のほうの地域の方は来れませんので、複数の避難所というふうな話もございましたけれども、そういったこともしっかりと視野に入れてもらっておるようで安堵しているところでございます。

昨年の事象を少し、今、小麦山の話もございましたけれども、私の地元の大野のことでございますけれども、活性化センターの体育館が指定されているんですけども、消防団等々と協議した結果、体育館は本当に山が迫っておりますので危険だということもありますし、校舎の2階を使わせていただいて、そこにマットを敷いたりいろいろなことをして二教室ほどを使っていました。やっぱり比較的近くの人が固まりますんで、お話もできたり、快適な空間ではなかったかなというふうに思いましたし、今、市長が述べられましたように、調理室では避難された方も一緒になってお手伝いをいただきながら、その日の夕食のカレーをつくっていただいて、非常に好評だったというふうな事例もございますので、今、見直しにかかっているということでございますので、しっかりとそういった見直しをしていただいて、二次災害のないような形に持っていただくことを求めておきたいと思います。

それでは、お昼が迫っておりますので、端的にいかなあかんわけですけど、最後の質問に行かせていただきます。

消防団の待遇ということで、消防団サポート事業についてお伺いいたします。

近年、消防団は火災などの出動だけでなく、先ほどからの質問でも申し上げましたが、風水害などが大変多く発生して、災害時における出動機会もふえてきており、団員の皆さんには大変なご苦勞をかけているのが実情でございます。

平成23年に、私も所属をしておりました当時の会派南風クラブで岐阜県の関市へ行政視察を行いました。そこで、消防団サポート事業について調査をさせていただいたところでございます。

関市の消防団員確保の目玉としてこの事業はスタートし、この制度は消防団サポートカードが消防団員とその配偶者に付与され、このカードの提示で店舗が設定した例えば5%オフなどの特典があるということでございます。この制度は大型店から商店街まで、その当時、約120店舗が賛同されたそうでございます。地元のために尽くす消防団を地元で支えるのが主眼ですが、地域全体で消防団を支え、若者の入団や団員の満足度向上につなげようとされております。

10月からは消費税も10%になることとなります。本市においてもこの制度の導入で団員の待遇向上や団員の確保、そしてまた、地域内の消費促進を図ることもでき、商店街の活性化にもつながることが期待できるのではないかと考えますが、導入に向けて市長の見解を求めます。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） お答えいたします。

全国的には消防団員の割引の店、そんな取り組みをされている店舗の数が、調べましたら約4,000店舗あると。京都府におきましても、近隣を調べておりますと、福知山、綾部、与謝野町、そこでは取り組みを開始されておると、そんな自治体もございません。

内容もいろいろ見ておったんですが、大体2%、3%、5%、10%の割引、物品の場合でございますけども、あるいは店が出しておるポイントを少し上積み付与するとか、あるいは粗品を渡すとか、飲食の関係でしたらワンドリンクサービスとか、あるいは、3人以上お見えでしたら1,000円割り引きますとか、いろんな工夫で、もちろん10%オフ、それから50円引きとか、ありとあらゆる方法でサービスをされておりますし、想像いたしますのに、消防団員、出動の後、疲れてちょっと店へ寄ってサービスを受けておなかを満たして帰ろうとか、そんなことも十分考えられるなというふうに思っております。

これから、福知山、綾部、近隣でもやられておりますし、そこでの運営の方法とか、これは商工会なり相手さんがあることですので、そこらの協力も得られるか、これはしっかり連携して、ちょっと可能性調査といいますか、そういうものをまず行ってみたいなど。その上で効果なり、あるいは可能性がしっかりできそうでありましたら、ご指摘いただいておりますような商店街の活性にもつながることであれば取り組んでいきたいなど。今、即答はちょっと堪忍していただきたいんですが、まず調べてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

小中議員。

○議員（22番 小中 昭君） さまざまな自治体の事象も例に挙げていただきました。

私も調べましたが、まさにそのとおりでございます。

実は、先日、23年に行きました関市の危機管理課の消防係に電話でお問い合わせをさせていただきました。この事業の成果についてお伺いしたんですけれども、このことによって団員がふえたかどうかは把握することはできていないということでございました。当然難しい事象でございます。ただ、アンケートによりますと、岐阜県も「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」というふうなものも取り入れておまして、その県と市の制度を活用して、消防団員には、特に小さなお子さんをお持ちの団員さんには非常に好評だというふうなお答えをいただいたところでございます。関市はちなみに平成23年から運用されております。

制度の名前やら特典は、先ほど市長も申されましたようにさまざまございます。当時、南風クラブでは、この視察の後に消防団サポート事業を市に提言いたしましたけれども、全く取り上げていただくことができませんでした。ところが、今、市長は前向きに検討するというところでございますので、期待をしたいところでございます。

この制度をいろいろネットで調べてみますと、県でやっているところが滋賀県や岐阜県、それから神奈川県等々たくさんございますし、山梨県では甲府市など13市町村が実施しています。栃木県では日光市、大田原市、鹿沼市、福島県ではいわき市、会津若松市、白河市、静岡県では御殿場市、伊豆市、茨城県ではつくば市、下妻市、山梨県では韮崎市、都留市、数え上げたら、ネットを調べていたら邪魔くさくなって、このぐらいでやめました。たくさんございます。

ただ、この制度を、先ほど市長もございましたけれども、商店街さんとか相手方が賛同いただける、このことが非常に重要になってこようかと思えます。ところが、市の経費でございますけれども、市としては、別段、5%のうちの2%は市がかぶりますよとかそういったことではございませんので、市としてはその制度を広めること、そして、できたらステッカーなりをつくる程度の出費でいけると思えますので、今、市長からも、近隣の京都府内の事象も言っていただきましたので、そういった成功事例も参考にしながら、できるだけ早くこういった導入ができることを求めたいと思えますが、

○議長（今面 不倅君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 大変貴重なご提言をいただいております。いろんな観点で市政のあり方をいろいろ追及いただくことも非常に大事ですが、こうやって新しい事業を提案いただいて、全てに応えることはできませんが、これは効果があると認めれば、やっぱり進めていきたいというふうに思っております。

ちなみに京都府のほうでも31年度当初予算で推進費用が出されてます。後ほど、部長のほうからちょっと説明はさせていただきますが、それと、綾部市では認証の額をこしらせ、ステッカーもこしらせ、認証式典というのをやられておりますので、大変まちを挙げて頑張っておられるなということですし、これが商業に少しでもプラスになるの

であれば、そして団員の皆さん方が喜んでいただけるのであれば、これは真剣に考えていかんなんなと思っております。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

國府危機管理監。

○危機管理監兼支所担当部長（國府 博美君） それでは、小中議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの議員のご質問の中にもありましたとおり、この消防団応援の店、これにつきましては、消防団の皆様方の昼夜を分かつ、また、秋霜烈日の中の活動に対しまして、地域ぐるみで感謝を申し上げるといような形のあらわれといようなことで、ご紹介にもありましたとおり、市が幾ら幾ら補助するといような形ではなしに、商店街の皆様方がその感謝の意を表されるといような形。市でできるとしますと、ご紹介の中にもありましたとおり、その応援店の募集なりをして、これを認定していくと。そして、そのお店にはそういうお店ですよとい応援ステッカーなり、また、その団員カードといような身分証明的なものを発行するといような形、そのことによりまして、地域社会については消防団への入団促進なり、また、地域防災力の向上なりと、地域活性化を図れるといようなことでございます。

先ほど市長答弁にもありましたとおり、京都府におきましては、わがまちの消防団強化応援事業といことで、本年度、創設されました。そんな中では、予算は100万円程度でございますが、登録店の募集なり運営と整備とい形の進めの費用といようなことでございますので、そのあたりも研究しながら、消防団の皆様方がそうした形で活動いただける、またそのことが住民の安心・安全につながる、そういうような形をつくっていくために検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

小中議員。

○議員（22番 小中 昭君） きょうの質問では4点とも提言みたいな形になりましたけれども、しっかりと前向きな答弁をいただいたものと確信しております。ぜひともよいことはしっかりと進めていただくといふうな形で提言を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今面 不悖君） 以上で、小中昭議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩といたします。

午後1時30分から再開したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上であります。

午後 0時29分休憩

午後 1時30分再開

○議長（今面 不悖君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、6番、靱岡誠議員の発言を許します。

靱岡誠議員。

○議員（6番 靱岡 誠君） 皆さん、改めましてこんにちは。議席番号6番、日本共産党の靱岡誠でございます。議長のお許しがありましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回、3日間の大トリということで、大変お疲れと存じますけれども、もう一席おつき合いいただきたいと思います。

けさ、私の後ろのほうから声が聞こえてまいりまして、きょう質問する議員はやかましい議員ばかりやなど、こういう口の悪い議員もおるわけでございますが、決してそうではございません。私、日本共産党の穏健派でございますので。また、決して厳しい質問を用意しているわけでもございませんが、提案型でもございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1点目に、通学バスの安心・安全について質問いたします。

今回の質問の趣旨は、喜ばしくも地域の子供の数がふえまして、バスの座席が足りなくなった場合に、補助席を使用するべきではない、きちっと必要なバスを手配をして、全員が正規のシートに座ってゆったりと通学ができるようにするべきだと、こういう趣旨なんですけれども、どうも私、用語の使い方について不勉強でございまして、通告書では不用意に乗車定員という言葉を使ってしまいました。バスの乗車定員とは一体何ぞやというときに、補助席を含めて何人定員やというような言い方もございますけれども、今回の質問の乗車定員とは正規のシートの数という意味で使わせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、過日、美山小学校のPTAの方から、知井線の正規シートの数が足りずに、何人かが補助シートに座って通学をしている。窮屈な思いをしているんだと、こういう声を伺いました。

そこで、まず市内全域の通学バスの正規シートの数と、実際に乗っている児童の現人員といたしますか、実人員の状況についてご説明をいただきたいと思います。

ただ、非常に数が多いので、全部について、逐一、数字を網羅して説明いただく必要はございません。もし、今、申し上げたような正規のシートの数が足りないところがほかにあるのか、あるいは、正規のシートの数に非常に拮抗しておって、子供の数が少しふえればはみ出してしまうというようなことがあれば、そういう路線について絞ってご説明をいただければ結構であります。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

木村教育長。

○教育長（木村 義二君） 鞆岡議員のご質問にお答えいたします。

こちら回答といたしましては、全南丹市内の定員乗車、それにかかわる細かい数字を予定をしておりましたが、鞆岡議員もざっとでいいということでございますので、ざっと説明をさせていただきますが、現在、乗車定員42名の中型バス、これについてはそれぞれ補助席を使わずに正シートで乗っております。それから大型バスにつきましては、これも52人に対しまして34人の乗車ということでございます。

美山地区につきましても、マイクロバスを2台使っております、28人の定員に対して22人と21人の乗車でございます。

次の質問もございますので、大体概略は以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 補助席というのは、文字どおり補助的な席でありまして、たしか学校の統廃合に至る議論の中でも、基本的には全員が正規シートに座れるようにすると、そういうお約束をいただいておったのではなかったかというふうに思っているわけでございます。

ちょっと法令も見てみますと、小学生には適応されないわけですがけれども、幼稚園児など未就学児の通園バスでは補助席の使用そのものが禁止されていますね。これはやはり安全面を考慮したということだと思えます。

そこで伺いますけれども、南丹市の教育委員会として、通学バスにおける座席使用の考え方ですがけれども、正規シートの数での乗車を原則としておられるか、子供がふえれば補助席も使ってよしとするのか、基本的な考え方を伺いたいと思えます。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

木村教育長。

○教育長（木村 義二君） ご質問にお答えさせていただきます。

補助席の使用についての認識、乗車乗員が大原則ではないかというご質問でございすけれども、正座席での乗車が基本と、このように考えております。

いずれの路線とも乗車定員内ですが、乗車定員数42人に対して39人の児童が乗車しています知井線のみ2人が補助席を使用しております。ほかの路線につきましては、補助席の使用はございません。

知井線につきましては、できるだけ補助席を使わずに正規の座席に座れるように、平屋線に乗車人数の余裕があるため、教育委員会といたしまして、あるいはまた学校といたしまして、平屋線の運行区間を少し延長して、知井線と平屋線の乗車人数を調整いたしまして、全員が正規の座席に座れるように調整を進めておりました。

しかしながら、美山小学校と保護者との懇談会の調整の中で、保護者から補助席を使用しても知井地区でまとまって乗車させたいという強い地元の要望がございまして、現在、2名のみ登校時のみ補助席を使用しているところでございます。

下校時につきましては、学童保育に行く児童もおりまして、補助席の利用はしておりません。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 補助席を使わないのが大原則だという至極真っ当なお答えをいただいたんですけど、補助席を使うというのは、私に言わせれば、これは定員オーバーです。何かあったときに危険やということはもちろんあるんですけども、お母さんの声にありましたように、非常に窮屈なわけです。知井線は特に枝線からの乗りかえを含めて乗車時間が大変長いということがございます。非常に通学でふだんでも疲れてしまうということですから、こういうことではだめだと思うわけです。

今、教育長の答弁でもご紹介いただいたように、少し聞きますと、平屋線には少し余裕があるので、一部の児童を平屋線に乗せればよいというような検討をされておったということも伺いました。しかし、これは大間違いです。子供はものではありません。子供たちの中にも地域のコミュニティーがありますし、人間関係ができてます。人数に変動があったときに、この集落の子はことしだけあっちに乗ってくれというのは、教育の上に法律を置くような考えやと思います。

さらに、子供がふえるのは大変喜ばしいことでもあります。南丹市では子育ては通学バスもしっかり対応してくれるということがあってこそ、子育て世代の定住促進にもつながると思います。運転手さんの人件費予算を確保して、枝線のバスを活用して、学校まで直行の2台体制を直ちに実施されるように求めたいと思いますが、見解をお願いします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

木村教育長。

○教育長（木村 義二君） 現状を聞いておりますと、知井地区の児童につきましては、非常に、今現在、和気あいあいと通学をしていると聞いておりまして、補助席も高学年の指導のもとに楽しく座りながら現在は通学しているということでございます。

私も鞆岡議員と同じように、子供の仲というのがございます。そういう仲を考えますと、みんなでいくのが一番いいなという考えも持っております。しかしながら、保護者のそういう強い要望もありまして、先ほどものではないということでありましたけども、私もその考えは同感ですが、しかしながら、議員もご承知のように厳しい予算でそれをもう1台ふやしますと、かなり予算が絡みます。そこは同じ知井小学校に行く児童でございますので、平屋も知井も仲よく行っていただきたいなという考えも持っております。

しかしながら、保護者と学校の協議の中で決まったことですが、非常に難しい調整だと思っておりますが、その辺の調整につきましても、保護者、学校との意見を調整して、今後、協議を進めたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 予算がないからできないは、これはだめです。直接複数のお母さんから伺いましたけれども、和気あいあい、それは間違いはないんですが、枝線バスが旧知井小学校前に来た段階でほぼいっぱいなんです。だから乗りかえてもいっぱい、枝線バスもいっぱいということですから、枝線バスをそのまま直行で小学校まで子供が多い年度は運行させてもらえればいいんだと。新しいバスを買ってくれというところまでは言ってない。つまり、集合場所である旧知井小前付近から学校までの運行のバスの運転手さんの人件費を確保していただければ、これはすぐにでも解決ができる問題であるし、それが多くの保護者の意向に沿ったことでもあるということをお願いして、これは時間がないので答弁は求めませんが、しっかり調整をいただくようお願いしたいと思います。

次に、美山町の山村留学について質問いたします。

知井地区で地域を挙げて取り組んでいる山村留学ですけれども、ここに昨年度の修了文集を持ってまいりました。これは山村留学に来られた山村留学生、送り出した親御さん、美山町での生活で週1回木曜日のお泊り、宿泊等を引き受けていただいている里親さん、指導員の方などの関係者、それらの方々が思いを執筆をされて、凝縮をされた文集になってます。

一つだけことしのこの最新の文集から紹介をさせてほしいんですけれども、昨年、5年生で留学に来てくれた子供さんのお母さんの文章の一部であります。

山村留学のキャッチフレーズは、人生80分の1の寄り道というものなんですけれども、このお母さんはこんなふうに書いておられます。美山の生活で何を学んだのかと聞くと、感謝をすることを覚えたと息子が答えた。当たり前なのが当たり前でないことを少しわかったようでうれしかった。1年間だけの予定でしたけれども、あと1年お世話になることにしました。人生80分の2の寄り道を満喫させてあげようと思います。こんなふうにかかれてます。非常にどの文章も読んでおまして心地がいいんですね。こういう仕事に地域を挙げて取り組んで22年目を迎えたわけであります。

私が実は美山に移住をしたときに、下の子が6年生で、知井小学校でお世話になりまして、山村留学生と一緒に過ごさせてもらいました。息子はもう30歳に手が届きますけれども、そのときの留学生の仲間とは今でもラインのやりとりをしているそうであります。まさに継続は力と、こういうふうに思うわけなんですけれども、この山村留学の取り組みについてどんな評価をされているか、地域の取り組みに対する評価と学校運営上の評価の両面から教育長のお考えをお伺いします。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

木村教育長。

○教育長（木村 義二君） 質問にお答えさせていただきます。

22年を迎えた山村留学の事業の評価でございますが、まずはこの間、知井振興会、山村留学運営委員会、里親の皆様等々、地元地域を挙げまして本事業の立ち上げから今日まで継続した取り組みの推進を図っていただいたことに対しまして、非常に厚く敬意を表するところでございます。

また、当初の立ち上げ時から一昨年20周年という節目まで、延べ151名の全ての留学生の日常に影となりひなたとなっておりました澤田ご夫妻のご尽力があったことについては、この山村留学事業が今日まで継続されてきた大きな力であったと、本事業の歴史を振り返る中で、教育委員会としても改めて感謝の意を表するところでございます。

私もまた当時の京都新聞の記事を読ませていただきました。そこには澤田ご夫婦の山村留学にかけられたお気持ちに深く感銘を受けたところでございます。

議員ご質問の評価でございますが、四季の里を所管し、地元とともに事業運営を進めてまいっております教育委員会といたしましては、美山町時における本事業の立ち上げの趣旨でありました都市と農村との交流を通じた新しい村づくりといった地域振興の観点からは、Iターン者の地域居住といった効果がございました。

また、学校に対しましては、少人数化いたします当時の知井小学校における教育の活性化といった学校の活性化という観点からは、結果的に当時の知井小学校の児童増加につながりまして、複式学級編制を回避することにつながってきたことに効果があったものと、このように認識いたしております。地域振興と学校教育の活性化につながる事業であったかと、このように評価をしているところでございます。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 今、ご紹介のあった山村留学の地元の運営委員会には私も参加をさせていただいてます。その運営委員のメンバー、関係者で話をすると、共通して出されますのが、知井小学校の時代と比べて美山小学校に統合以降、学校が山村留学に積極的に関与していただくことが少なくなったということが共通して出されま。先生方もお忙しいということは十分理解してます。しかし、今、教育長の答弁の中にも学校の活性化、教育の活性化というフレーズがありましたけれども、学校運営の中に山村留学をきちっと位置づけてほしいというのが共通の思いであります。

そこで、美山小学校の現在の学校運営上、山村留学がどのような位置づけになっているのか伺いたいと思います。特に学校運営に位置づけるということには根拠が要すると思うわけですから、役所であれば事務分掌というのがありますけれども、学校には校務分掌というのがあると思います。その校務分掌に山村留学に関する記載があるのかどうかを含めて、小学校における山留の位置づけをお聞かせください。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

木村教育長。

○教育長（木村 義二君） ご質問にお答えさせていただきます。

美山小学校におけます山村留学の位置づけでございますが、本事業の趣旨の一つに、当時の知井小学校の教育の活性化というのが先ほどの答弁にも述べさせていただきました。平成28年に美山地域における小学校再編にかかわりまして、ほかの旧小学校区における特徴ある地域の取り組みと同じくして、学校運営上、美山小学校には、先ほど議員がご指摘ありましたように、校務分掌に位置づけております。そして、校務分掌担当の教員が運営委員会にも出席いたしまして、現在、山村留学事業を含む地域担当として連携をとっているところでございます。

なお、現在、美山小学校においては、非常に子供たちの数もふえてまいりましたが、この山村留学の子供についても、元気に教育活動を行っているということも学校のほうから聞いております。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 最後に、山留の今後の問題を伺います。

もともと、おっしゃっていただいたように、知井小学校における複式学級の回避ということがきっかけだったんですけれども、るる私も、今、言いましたし教育長も述べていただきましたが、地域にとっても、山留生にとっても、親御さんにとっても、そして美山小学校にとっても非常にいろいろよい面があって、思わなかったような広がりを見せているというふうに私は思っています。

少し脱線しますけれども、初期の修了生の1人は、大人になってから知井地区の若者と結婚しまして、現在、知井地区で2人の子育てをしています。また別の留学生は、やはり知井地区にIターンをして、現在、福祉施設で働いてくれています。

こういうことを数値化して言うのは、私、あんまり好きじゃないんですけれども、先ほど150名以上の修了生がいるというご紹介があったんですけども、150名中2人が知井へ帰ってくると。これ、率にすると1%以上なんです。どんな定住促進よりも大きな効果があると、こういう事業でもあります。

一方で、受け入れる地域も高齢化など多くの課題に直面してはいますが、今は何とか頑張って続けていこうと努力をしているわけでありまして。

さらに近畿のレベルで見ましても、最近まで山村留学を実施しておりました兵庫県で、ことし、やめはりましたので、中止されましたので、京都府内はおろか、近畿唯一の山村留学が美山町の山村留学と、こういうふうになりました。ほとんど絶滅危惧種なんです。力を入れて保護してもらわなければいけないと思うわけでありまして。

引き続き、物心両面での支援をお願いしたいと考えておりますけれども、今後の支援

について見解をお願い申し上げます。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

木村教育長。

○教育長（木村 義二君） ご質問にお答えさせていただきます。

私もことし、山村留学の開校式に出席させていただきました。先ほど議員がご指摘のような保護者の意見も直接聞かせていただいたり、また、子供たちの決意も直接聞かせていただいて、本当によい事業だなど、このように感じております。

また、京都府でも唯一の特色ある事業でございます。そういう中で感想を持っておりますが、その中で、当初、地元地域の熱い思いの中でスタートされましたこの事業で、非常に教育委員会といたしましては、その実際の運営、あるいはそういう会議等々、かわりをさせていただきました。また、地域振興内におきまして組織された本事業の企画、計画、事業運営につきましても、市長部局との予算連携を図りながら事業の支援を進めてきたものですが、地元の協力なくしてはあり得ない事業だなど、このように思っております。

とりわけ本事業を進める上で重要な要素である人的確保という面からは、山村留学児童の見送りを終日行う必要がある事業でありまして、非常にご苦労いただいております。そういう中ですので、年々、事業の従事にかかわる希望者の確保が厳しくなってきている状況でもございます。今後におきましては、地元を軸にしながら、本事業への従事者の確保を進める必要があるものと、このようにも考えております。

以上、状況を踏まえまして、本事業の継続を図りながらも、経費につきましても大変厳しい現状の部分もございます。今後の山村留学のあり方について、地域振興会、運営委員会とも引き続き近々の課題としてともに検討を図ってまいりたいと、このように考えております。

その際には、本事業スタート時の趣旨であります地域振興と複式学級の回避につながってきた学校教育の活性化という観点からの検証ともなりますので、市長部局と十分な連携も図りながら進めてまいりたいなど、このように考えております。

以上です。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 複式学級の回避という外面的な目的からスタートしたんだけど、学校教育の中に非常にいい影響があつて、地域にも非常に貢献しているという点を見ていただいて、できれば、今、大変社会教育課の担当の職員さんにはお世話になっているんですが、これは学校教育課の仕事にも位置づけるということも含めてよく検討いただければと思います。

それでは、3点目の美山の医療の問題に移ります。

昨日、柿迫議員が質問していただきまして、私が通告をします1点目の質問につい

てはほとんど答弁をいただきました。柿迫議員の質問は、私にはやや難解で、質問の意味がわからなところもたくさんあったわけですが、答弁が非常に明快でしたので、よく理解ができました。

ただ、きょうの傍聴者、たくさん来ていただいているんですが、我が党の来週17日に京都府議会の代表質問をしますけれども、島田けい子議員を含めてきょうの傍聴者、きのうのやりとりを聞いていない人も多数いらっしゃいますから、少しきのうの答弁の整理、おさらいをしておきたいと思います。

3月議会以降の取り組みについて、市長の答弁は、ドクターに来てもらう環境づくり、つまり負担軽減を進めていくことについて検討している、これが1点。それから3人のドクターから打診があって、現在、面談を進めている、これが2点目。それから3点目に、京都中部総合医療センターからの派遣についてもいろいろ協議をしている。四つ目に、京都中部総合医療センター以外にも京都府、府立医大、その他さまざまな関係者とも協議を重ねている。この4点ぐらいを中心的に答弁をいただきまして、今後は一定の方向性を早期に出して、7月中旬にも本市の医療対策審議会に諮っていきたく、こういう答弁でございました。

それから、市長答弁の中の私が注目したキーワードというのが二つありまして、3名のドクターとの面談について、ちょっとぼやっとしたような話し合いをしているが、あんまり突き詰めた話というよりは、いろんな条件面でちょっとぼやっとした話をいろいろやっているんだというお言葉と、それから二つ目に、市が設置する診療所というフレーズが出てまいりました。このちょっとぼやっとした話し合いというこのフレーズは、私の通告の2点目に大きくかかわります。それから、市が設置する診療所という表現は、私の通告の3点目の質問に大きくかかわります。そういうおさらいをした上で、具体的な質問に入ってまいります。

柿迫議員の質問との重複を避けて、まず1点目の3月議会以降の取り組みについて三つに絞って伺います。

一つ目は、ドクターとの面談協議というのは、複数のドクターを確保されるという立場で協議をいただいているか。2点目に、その雇用体系は市の直接雇用を念頭に置いて協議をいただいているのか。3点目に、負担軽減に言及されましたけれども、これは診療所の医療水準と裏表の関係にございますので、現行の医療水準を守る立場で検討いただいているのか、この3点に絞ってまずお伺いしたいと思います。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） お答え申し上げたいと思います。

医師の確保は複数確保を想定なり前提としておるのかというご質問でございます。これについては、美山の、今度は指定管理ではなくて市が直接かかわっていく事業の中での事業形態によって変わってまいります。1人の医師だけで回っていく、診療科目も

恐らく複数は要りますし、そういう意味では、たった一人のお医者さんでカバーできる内容ではないと理解しております。ですから、形態はどうであれ、1人ではないと。1人以上で確保できたらというふうに思っております。

それから、医者雇用形態でございますが、年齢的に60を超えられておるお医者さんも手を挙げておられますし、また、若手でまだほかにもいろいろキャリアを積みたいと。田舎の診療所にずっと詰めておって、新しい技術とか、あるいは同年齢の医者との刺激もなかなか受けられないんでというような思いを率直に聞かせていただきました。そんな中では、雇用の形態として直接雇いもあるんですが、例えば京都中部総合医療センターに籍を置いてというような話を望むところとお話された若手のお医者さんもおいででございますし、これはまだ定まっております。ただ、3名の方が手を挙げられて面接をしたということがどうも先にどんどんどんどんそれだけが進んでしまって、まだいろいろ調整したり、診療所の体制やらを京都府とも相談せんなんですし、運営形態もこれからどのようにしていくのかということも決めていかんなんですし、どうも先に3名の医者が手を挙げていただいたということだけがどんどん進んでいるような気がしております。取り組みを急いでいかなければならないなというふうに思っております。

そういった意味で、7月に第1回の南丹市の審議会を開催して、早くスタートにつきたいなど。市の案もまとめていきたいなど。それからドクターもまた2度目の面接も6月の中旬に行われますので、そのあたりの相手さんのお気持ちも確認しながら進めていきたいと思っております。

三つ目の質問が、負担軽減と裏腹になる、いわゆる診療所としてのサービスの内容でございます。これについても、これもまだドクターに意見を聞いておりますと、外来だけで十分賄えるかどうかについてはよく考えていかないとというようなこともおっしゃっていただいておりますが、ただ安定的に、継続的に、お医者さんも全員が来ていただけるわけでもございませんし、まだはっきりしておりませんし、若い人が何十年も働いていただけるという保証もございませんし、そういったときにできるだけ安定的にまず継続できる外来を中心とした診療所、これは早くから申し上げておりましたが、ただ、お医者さんの中にはそれに対してのご意見をお持ちの方もありますので、そのあたりは一定の見通しが立って、話し合いで業務の内容も決めていかんなんと思っておりますが、そのときに調整がしていけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

鞆岡議員。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 今、答弁で少し2点目の問題にも入っていただいたのかなというふうに思うんですけども、医師に限らず、どんな職種であっても、人を雇用しようと思えば、労働条件を明示をすることが必要だと思います。応募があつて、先方から週に何日、何時間働いたらええんやと。あるいは夜間勤務はあるのかというような

具体的な質問があると思いますけれども、それが聞かれてもなかなか答えられないと。給料が幾らなんやという質問があっても、答えられないということでは、なかなか話が進まないであろうし、それから相手の気持ちというのもちょっと下がってしまうというような心配もされるわけであります。

この問題は市長もおっしゃったように運営体制をどういうふうにしていくかということと密接な関係がありますから、そこが固まらない限りはなかなか物が言いにくいということはよく理解ができます。

しかし、直営化を視野にという表明をして、それを聞いて志のある方から打診があったということですから、いくばくかの幅があったにしても、例えば報酬は府立医大を参考にして検討して、勤務時間当たりの水準はそれほど遜色がないようにしたいとか、現行の医療水準、尾寄先生がやっていることを1人でやってもらうというようなことは考えてないとか、夜間のオンコールは週に1回ぐらいやとか、市長がきのうおっしゃったぼやっとの範囲というのが、なかなかこれは難しいと思うんですね。ですから、余りぼやっとならばいいというふうではだめで、ぼやっとの度合いというのも非常にポイントになってくると思います。この労働条件、勤務条件についての明示についてお考えを聞きたいと思います。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） ぼやっとなんやというちょっとわかりにくい言い方を私もしましたし、質問の中でも使っていただいておりますが、例えば具体的に申し上げますと、土日の勤務はかなんと、外してくれというふうにはっきりおっしゃっておる方もありますし、協力体制が組めたらというような思いを持っていただいておりますので、どうしてもこちらの条件を突きつけて引かれてしまうと、せっかくの関心を持っていただいたお医者さんが逃げていかれたら困るということで、相手の思いも酌んで、できることならそれをクリアしながらと。無理なら無理もお願いせんなんですけれども、しかし早々に引き上げられると、せっかく見通しができたなど、ちょっと明るくなってきたなということですので、いつかはこれは必ず言わんなんのですが、今、3名おいでですけども、実際、最終的に条件やらも提示して話し合いに入りたいというところまでやっばり進んでいかないとだめですし、そのときには申し上げることも絶対必要でございます。まだ地域を見てみたいとか、それを一番若手の先生はおっしゃっておりますし、学校も見てみたいというようなことも多分おっしゃってましたですし、地域全体を自分の仕事のテリトリーとしてしっかり受けとめていきたいという前向きの思いなのか、あるいは、ちょっとこんなんやったらかなんわという、そういうことになっては困りますので、今のところ、あんまり突き詰めていないんです。条件もこれしかあきませんとかそういうことじゃなくて、何とかもう少し最終的に3人のうち何人最後まで残っていただけさうかということを確認した上で、そして、これも当然運営形態も提示していかんなんし、

条件も提示していかなんですが、非常に慌てて逃がしてしまうということがないように考えておるといことで、その思いは理解いただけるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

靱岡誠議員。

○議員（6番 靱岡 誠君） ありがとうございます。ぼやっとというのはほんまのぼやっとやなくて、医者が離れんためのぼやっとやということはよく理解できましたので、ぜひ具体的な条件が早く提示ができるように、引き続き、お願いしたいと思います。

なお、美山の学校や地域を見たいというお医者さんがいらっしゃれば、喜んでセールスはさせていただきますので、声もかけていただいたらと思います。

最後の診療所に関する質問であります。

美山町の診療所の専任の医師を置いて、交代で派遣をお願いして足らずを埋めると、こういう体制をつくるにしても、あるいは市長よくおっしゃっているように、一定の圏域で考えて総合的な輪番制を組むと、いろんな方法が考えられるわけなんですけれども、どんなやり方をするにしても、京都中部総合医療センターなどの中核的な施設との連携がポイントになると思うんです。これは3月議会でも市長も繰り返し言及されておられたと思います。

美山診療所の運営体制をどうしていくかというには幾つか選択肢があると思いますけれども、さっきちょっと否定的におっしゃられたのでちょっと安心したんですが、一つ指定管理の活用ということが形式的には考えられるわけです。全国的にも医療機関で指定管理制度を引いておられるところもありますけれども、しかしながら、指定管理というのは都市部などで安定的な医療経営が見込まれて、指定を受けた法人が独自に運営して、一定の財政的な黒字が出せるということが前提になるのかなというふうに思っています。もし仮に過疎事業に指定管理をやるというのはあり得ないというふうに私は思っております。

大体指定管理にしたとしても、今の赤字相当分、つまり補助金相当額を指定管理料に上乗せをするということで、実態も変わらないということですから、そもそも美山の医療は指定管理という制度の選択肢はないというふうに思っております。

この点で、きのう、さっきのキーワードですが、市が設置する診療所という言葉が使われたわけなんですけれども、指定管理という選択肢は考えてないんだということについて、今、明言をいただけるのかどうかお願いしたいと思います。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 私の答弁、発言になかなか100%というのではないわけなんですけれども、かなりの確率で指定管理は考えにくいなというふうに思います。

今、おっしゃいましたように、美山健康会の大変ご苦勞をいただいた四苦八苦の運営

をまた再現するようなことになっては、本当にかかわっていただいた関係者に苦勞を今後も引きずってしまうようなことになり、なかなか確率的には指定管理の方法というのは少ないなというふうに思います。

それから、京都中部総合医療センターとの連携、もちろんこれもキーワードでございます。京都中部総合医療センターとこの問題もずっと副管理者、また院長、それから総長と3人おいででございますので、皆さん方とも議論をしてきております。その中で私が強く主張をしておりますのは、地域の医療を守る中核的な公的病院として美山エリアの医療を京都中部総合医療センターで抱えてくださいという話をします。しかし、それは耳は貸していただけますが、聞いていただけますが、今すぐは無理ですねと。これは中部地域の医療全体の課題ともかかわっておるんですが、国は一つの医療圏、狭い圏域で公立病院が三つもある、京丹波病院と京都中部総合医療センターと亀岡市民病院と。これについては、やっぱり圏域で一つにしていく必要がございますと。そんなときに、一つにしていくと同時に、医療空白地域にきっちりカバーしてもらおう影響力を持ってもらうというのは、これは安心して、将来、美山の医療が継続できる大きな保証になるなということでございますので、何とかそういう思いを持っておりますということをご理解いただいておりますが、今すぐはできませんと。

それならということで、美山診療所に医者を派遣してほしいと。これは専属の医師が無理なら、週1回のお医者さん何人でもいいということで、今現在の美山林健センターのお医者さん、もし統合できるなら継続して派遣しますというようなことを聞かせていただいております。

以上です。

○議員（6番 鞆岡 誠君） 時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（今面 不悖君） 以上で、鞆岡誠議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、通告のあった一般質問を終わります。

日程第2 報告第7号から報告第13号まで

日程第3 議案第26号から議案第41号まで

○議長（今面 不悖君） 次に、日程第2「報告第7号から報告第13号まで」及び日程第3「議案第26号から議案第41号まで」を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告に基づき発言を許します。

1番、塩貝孝之議員の発言を許します。

塩貝孝之議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 議席番号1番、塩貝孝之でございます。

補正予算についての質疑なんですけども、防災無線の件につきまして、デジタル化の

ことで調査をされるということやっただけなんですけども、そのことについて、第5世代も視野に入れた中の調査なのかということ、これは委員会付託なので細かくはあれなんですけども、大まかのところで質問したいと思います。

○議長（今面 不悖君） 答弁を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） 世の中、5G世代に入ってきておりまして、高速で大量のデータが送信できるということで大変気になるところでございますが、今日、計画しております防災設備整備の計画につきましては、従来のアナログの通信が電波の割り当てがなくなってしまうと。令和4年12月以降には使えなくなると。

それからもう一つは、国の有利な起債事業措置でございますが、それが来年度で終わってしまうと。この内容につきましては、防災設備整備の緊急防災・減災事業債という有利な起債がございますが、これを何としても間に合うように使い切るためには、ことしじゅうに事業を起こして設計を組んでおく必要があるということでございます。

5G世代の移動通信の機能まではまだ盛り込むその機能として必要もございませんし、まだ十分その機器材も開発されておられませんし、第5世代には対応してないものをこれから速やかに整備をしていくという内容でございます。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 答弁が終わりました。

塩貝議員。

○議員（1番 塩貝 孝之君） 消防団の防災無線に関しましてはアナログで整備をいただいておりますわけなんですけども、これもデジタル化を早くから声を上げていただいていたんですけども、実際のところ進んでない中で、やっとデジタルを検討していただくということなんですけども、もう目の前に5Gの時代がやってくるというのが見えている中で、そのような検討もしていただきたいなど。

ただ、深くは委員会にお任せをするんですけども、一点だけ、先般、るり溪で山火事が発生いたしまして、私も消防団として出動させていただいたんですけども、これについてはアナログもデジタルもつながりませんでした。アナログは山の上と下で一切交信ができず、たまたま分団が所持しておいたデジタル無線で何とか通話できたというような実態がございますので、その辺も含めながら、また委員会でご検討いただければと思います。

以上で結構です。

○議長（今面 不悖君） 以上で、塩貝孝之議員の質疑が終わりました。

他に質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今面 不悖君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第2、報告第7号から報告第13号まで及び日程第3、議案第26号から議案第41号までにつきましては、配付の議案付託表（その1）のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は、6月20日午前10時より再開いたします。

各委員長はまことにご苦労さんですが、付託議案の審査についてよろしくご配慮願います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時22分散会
